

越前市道路掘削及び路面復旧共通仕様書

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 1 3 条）
- 第 2 章 掘削（第 1 4 条）
- 第 3 章 埋戻し（第 1 5 条・第 1 6 条）
- 第 4 章 仮復旧（第 1 7 条－第 2 0 条）
- 第 5 章 路面復旧（第 2 1 条－第 2 8 条）
- 第 6 章 道路掘削跡復旧工事面積算定方法（第 2 9 条）
- 第 7 章 雑則（第 3 0 条・第 3 1 条）
- 附則

第 1 章 総則

（適用範囲）

第 1 条 この仕様書は、道路占用許可等により地下埋設の施設を新設、修繕又は廃止することに伴い道路の掘削工事及び路面復旧工事を行う場合に、施行上守らなければならない事項を示すものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路占用許可等 道路法第 2 2 条の規定による命令、同法第 2 4 条の規定による承認、同法第 3 2 条の規定による許可、同法第 3 5 条の規定による協議に対する回答、同法第 4 0 条の規定による指示、同法第 7 1 条の規定による命令並びに同法第 9 1 条第 1 項の許可及び同条第 2 項の規定により準用される許可
- (2) 許可条件等 道路占用許可等の条件並びに指示及び命令の内容
- (3) 掘削工事 道路占用許可等による道路の掘削工事
- (4) 路面復旧工事 前号の工事による掘削跡を本復旧する工事又は路面新設工事

(5) 占有者等 道路管理者の道路占有許可等を受けた者
(瑕疵)

第3条 路面復旧工事完了後2年以内に占有者等の施行した路面復旧工事の瑕疵が原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い占有者等の負担において直ちに補修しなければならない。この場合において、推進工法を用いた場合にあっては、「2年以内」とあるのは「5年以内」と読み替えて当該規定を適用する。

2 前項の規定は、路面復旧工事に瑕疵があった場合にのみ適用するものであり、占有物件等の工事に瑕疵があり、これが原因で道路が損傷した場合にあっては、占有者等は、占有物件が存続する全ての期間内において、当該損傷した道路を補修する責任を負うものとする。この場合において、占有者等は、道路管理者の指示に従わなければならない。

(第三者に与えた損害)

第4条 占有者等の工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、占有者等において処理するものとし、第三者に損害を与えたときは占有者等の負担において賠償しなければならない。

(工事の施行)

第5条 占有者等は、工事(路面復旧工事の範囲を含む。)の施行方法について、道路管理者の指示に従わなければならない。

(安全施設等)

第6条 占有者等は、工事箇所の起終点に工事内容を記載した標示板を設置するほか、工事現場には柵又はおおいを設け、夜間にあっては赤色燈又は黄色燈をつけるなど道路の交通の危険防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 占有者等は、工事の期間、工事箇所の両端及び必要と認められる箇所に「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」による標識を設置しなければならない。

(写真撮影)

第7条 占有者等は、道路管理者の指示により、掘削工事着手前における現場の

状況及び完工後外部から明視できない箇所並びに工事の重要な段階等を撮影し、道路管理者から提出を求められた場合はこれを提出しなければならない。

(事故対策)

第8条 占用者等は、工事の施行中、事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、直ちに、道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(警察署等との連絡)

第9条 占用者等は、警察署及び工事に影響のある占用物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

(降雪期間の工事)

第10条 占用工事等は、原則、降雪期間は施行することができない。ただし、急を要するもの又はやむを得ない場合にあっては、道路管理者と事前に協議し、当該占用工事等の可否について承認を得なければならない。

(工事箇所の除雪)

第11条 冬期間における仮復旧未施工箇所の除雪については、道路管理者と区間を協議し、占用者等で行うものとする。

(区画線)

第12条 占用者等は、路面復旧工事完了後、区画線を掘削工事前の状態に回復させなければならない。

(疑義の決定)

第13条 この仕様書について疑義が生じた場合は、道路管理者の指示に従うものとする。

第2章 掘削

(掘削)

第14条 掘削は、次の各号に定めるところにより施行しなければならない。

- (1) 掘削は、みぞ掘り又はつぼ掘りとし、えぐり掘りを行わないこと。この場合において、既設構造物への影響を考慮した場所とすること
- (2) 掘削する長さは、当日中に埋戻しできる程度とし、最小限に留めること
- (3) 舗装道のコンクリート舗装及びアスファルト舗装部分の切断は、それぞれ

に適応したカッター等を使用して、周囲は方形に切り取り、面は、垂直になるようにていねいに切り取ること

- (4) 遺方を設けてていねいに掘削すること。この場合において、掘坑の肩には掘削土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、これを一時他の場所に搬出すること
- (5) 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、山留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら掘削するとともに、湧水及び湧水の排除先に注意すること
- (6) 人家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを妨げない措置を講ずること
- (7) 交通頻繁な箇所の掘削は、特に第6条の規定を守り施行するほか、道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削が終え交通を妨げない措置を講じた後、他側の掘削をすること。ただし、2部に分けて施行できない場合は、夜間交通の途絶した後において施行し、日出前に交通を妨げない措置を講ずること
- (8) 掘削部分の周囲及び工事用物品を置いた箇所には、通行人に危険を及ぼさないように、柵その他の設備を設けること

第3章 埋戻し

(埋戻しの時期)

第15条 掘削の後の埋戻しは、所要の作業が終わった後、当日中に施行しなければならない。

(埋戻しの方法)

第16条 埋戻しの施行にあたっては、次の各号に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 埋戻しの転圧については、層ごと（層厚20cm以下）にタンパー又は振動ローラー等を使用して十分に締め固めを行うこと
- (2) 山留工を施した場合は、埋戻しに伴い路盤に緩みが生じないよう下部を埋戻し、徐々に撤去すること
- (3) 埋戻しは、すべてCBR20以上の材料（山砂、土砂等）を使用すること。ただし、小規模工事にあつては、すべて碎石で埋戻すこと
- (4) 埋戻し完了後、残材料等があるときはこれを道路外に搬出し、路面を清浄

に仕上げることを

第4章 仮復旧

(仮復旧)

第17条 仮復旧は、原則としてこれを行うものとする。ただし歩道については、速やかに本復旧し得るときに限り、道路管理者と協議し仮復旧を省略できるものとする。

(仮復旧の時期)

第18条 仮復旧は、占有者等において施工し、埋戻し完了後即日着工しなければならない。

(仮復旧の舗装厚)

第19条 占有者等は、仮復旧工事の舗装厚を5cm以上で施行しなければならない。ただし、道路管理者が特に認めるときは舗装厚4cmで施行できるものとする。

(仮復旧路面の維持)

第20条 占有者等は、路面復旧工事の施行まで常に仮復旧箇所を巡回し、地面の沈下その他不良箇所が生じたときは、直ちに復旧しなければならない。

2 占有者等は、道路管理者から仮復旧箇所の路面の沈下その他の不良箇所について連絡があったときは、直ちに応急措置を行って、これを修復しなければならない。

第5章 路面復旧

(路面復旧の方法)

第21条 路面復旧工事は、在来舗装と同等機能以上で掘削工事前の路面の強度に劣らない路面に復旧するものとし、道路管理者の指示及び本章に定めるところにより施行するものとする。

(路面復旧の工法)

第22条 復旧工事は、機械施行を原則とし、交通量区分等によりそれぞれ【別紙2】の路面復旧標準断面図により施行することを基本とする。ただし、現況等を勘案し、これにより難しい場合は、道路管理者と協議するものとする。

(材料の規格)

第23条 路面復旧工事に用いる材料の規格は、「福井県土木工事共通仕様書」によるものとする。

(路面復旧の時期)

第24条 仮復旧を行った場合の路面復旧工事は、仮復旧完了後おおむね6箇月以上の間一般交通に開放した後、道路管理者に届け出て着工するものとする。この間、路面の沈下等を起こしたときは、路盤を検査し、路盤の入れ替えを命ずることがある。

(工事中の指示)

第25条 路面復旧工事の施行中は、特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において必要と認める検査をするときは、占有者等はこれを拒むことができない。この場合において、占有者等は、検査に必要な材料、器具及び労力は遅滞なく準備し、検査に合格しないときの材料の取替え、混合物の不良、仕上げ厚の不足等による打替えその他の必要な処置については速やかに道路管理者の指示に従わなければならない。

(検査)

第26条 占有等許可条件で定められた完工届が提出されたときは、路面復旧について道路管理者又は道路管理者が命じた職員が検査を行うものとし、この仕様書に定められた内容に合致しない場合は、手直しを命じるものとする。

(路面復旧工事の施行区分)

第27条 占有者等において施行する路面復旧工事は、次の各号に定めるものとする。ただし、道路の構造の保安上必要と認められるときは、道路管理者が施行する。

(1) 歩道、側溝、路肩及びのり面の復旧

(2) 舗装道及び砂利道の復旧

(復旧工事に要する費用の負担)

第28条 占有者等は、その掘削工事の施行に係る復旧工事に要する費用を負担するものとする。

2 占有者等は、道路管理者が施行する場合は、復旧工事に係る直接費及び間接費を道路管理者に支払うものとする。

第6章 道路掘削跡復旧工事面積算定方法

(復旧面積の算定)

第29条 路面復旧面積（占有者等が施行する道路掘削跡の路面本復旧工事に要する費用計算の基礎となる面積。以下「復旧面積」という。）は、次の各号により算定するものとする。

- (1) 復旧面積は、掘削部分と道路管理者が認める影響範囲を加えたものとする
- (2) 掘削による近接路床盤の弛緩が、掘削部周辺の舗装に与える波及等を考え、影響面積の端は、次に掲げる事項を原則する
 - ア 道路横断方向 道路半断面及び影響範囲とする。ただし、4 m未満の道路（歩道）は全断面とする
 - イ 道路縦断方向 掘削部に掘削深の30%を加えた外側とする。ただし、影響部分の端から隣接する引き込み管の影響部分の端までの距離が3.0 m未満のときは、その部分も影響面積に含めるものとする
- (3) 前2号に掲げるもののほか各種道路について、次のとおり扱うものとする
 - ア アスファルト舗装 復旧延長が30 m以上となる場合は、大型機械により転圧舗装を行うこと
 - イ コンクリート舗装 原則的にコンクリート版（目地から目地まで）単位で復旧すること
- (4) 掘削による影響面積以外に掘削に伴う片側通行等のために生じたと明白に認められる破損箇所が存在する場合は、この破損箇所を影響面積に算定すること
- (5) 第3号に掲げる道路以外については、道路管理者と協議すること

第7章 雑則

(管路等の埋設深の特例)

第30条 電線、水道管、ガス管又下水道の地下埋設深さは、【別紙-1】のとおりとする。

(リサイクル製品の活用の特例)

第31条 占有者等が道路復旧工事をする場合において、当該道路復旧工事に使用する製品が、福井県認定リサイクル製品として認められているときは、これ

を使用することができる。

附 則

(施行期日)

この仕様書は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別紙一 1

地下埋設管の埋設深さ

占用管種	細目	車道 (1)	車道 (2)	歩道	適用管種 (最大管径)
○電線 (電力、NTT)		L交通 D>0.80 別紙 2-311 A交通 D>0.85 別紙 2-312 B交通 D>0.95 別紙 2-313 C交通 D>1.13 その他 D>0.80 別紙 2-315	L交通 D>0.70 別紙 2-301 A交通 D>0.85 別紙 2-302 B交通 D>0.95 別紙 2-303 C交通 D>1.13 その他 D>0.70 別紙 2-305 小規模 D>0.70 別紙 2-306	D>0.60 別紙 2-321	・電気事業 鋼管 250mm 強化プラスチック複合管 300mm 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 300mm コンクリート多孔管 φ125×9 条 ・電気通信事業等 硬質塩化ビニル管 75mm 鋼管 75mm
		L交通 D>1.20 別紙 2-111 A交通 D>1.20 別紙 2-112 B交通 D>1.20 別紙 2-113 C交通 D>1.20 その他 D>1.20 別紙 2-115	L交通 D>0.70 別紙 2-101 A交通 D>0.85 別紙 2-102 B交通 D>0.95 別紙 2-103 C交通 D>1.13 その他 D>0.70 別紙 2-105 小規模 D>0.70 別紙 2-106	D>0.60 別紙 2-121	・ガス事業 鋼管 300mm ダクタイル鋳鉄管 300mm ポリエチレン管 200mm ・水道事業 鋼管 300mm ダクタイル鋳鉄管 300mm 硬質塩化ビニル管 300mm 水道排水用ポリエチレン管 200mm
○下水道	①本線	L交通 D>1.20 別紙 2-211 A交通 D>1.20 別紙 2-212 B交通 D>1.20 別紙 2-213 C交通 D>1.20 その他 D>1.20 別紙 2-215	L交通 D>1.00 別紙 2-201 A交通 D>1.00 別紙 2-202 B交通 D>1.00 別紙 2-203 C交通 D>1.13 その他 D>1.00 別紙 2-205 小規模 D>1.00 別紙 2-206	。車道(2)適用管種 D>1.00 別紙 2-231 ・車道(1)適用管種 D>1.20 別紙 2-232	・下水道事業 ダクタイル鋳鉄管 300mm ヒューム管 300mm 強化プラスチック複合管 300mm 硬質塩化ビニル管 300mm 陶管 300mm
	②本線以外		L交通 D>0.70 別紙 2-251 A交通 D>0.85 別紙 2-252 B交通 D>0.95 別紙 2-253 C交通 D>1.13 その他 D>0.70 別紙 2-255 小規模 D>0.70 別紙 2-256	D>0.60 別紙 2-271	

注意事項

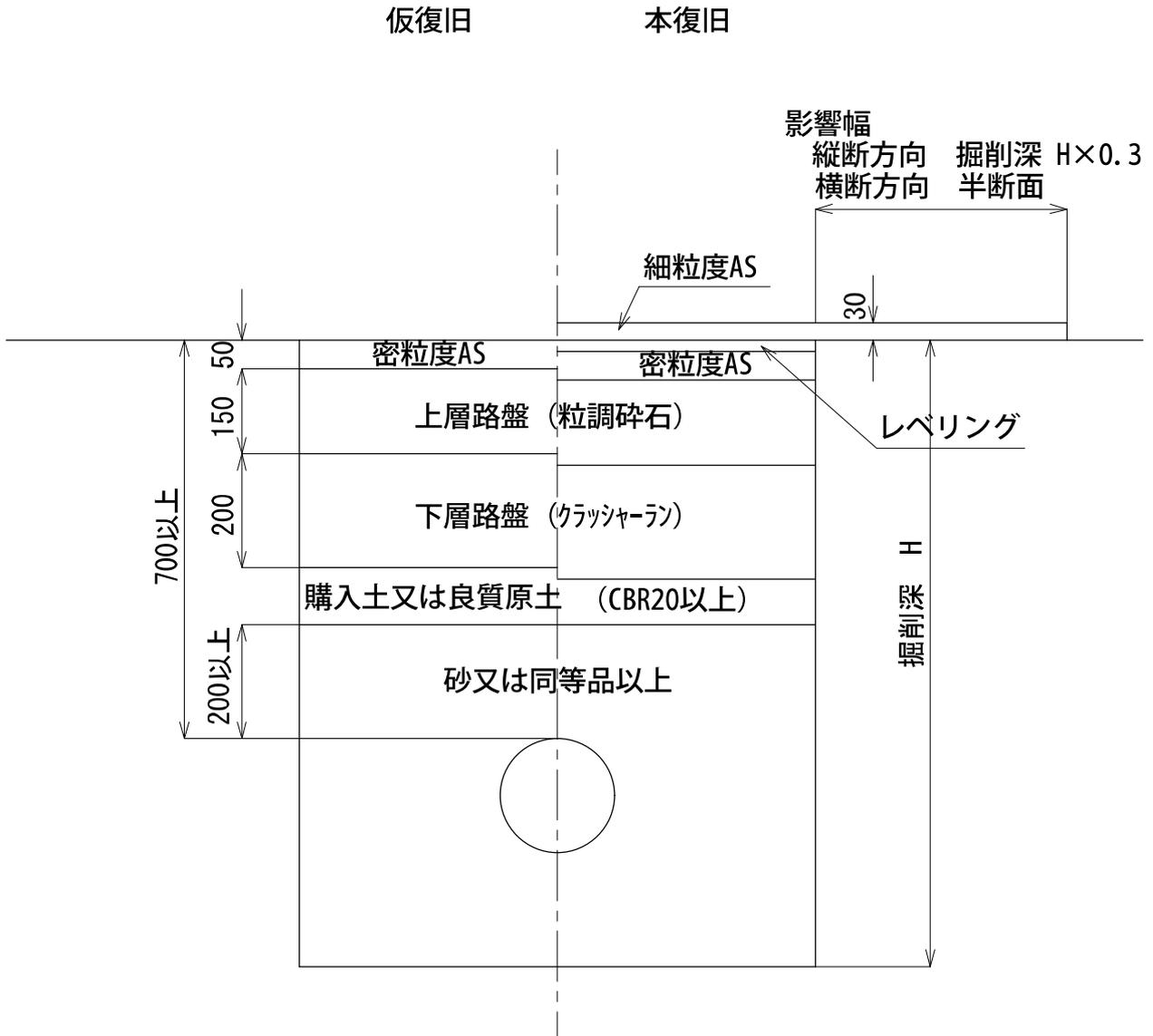
- (2)欄の適用管種は、別紙一 3 を参照
- 車道 (拡幅・バイパス) 等で同時に地下埋設する場合は、上表の車道 (2) によらず「計画舗装厚 + 30cm 以上」とする。ただし、最低限を下回らないこと。

【別紙2-101-車道 ガス・水道 L交通 管径小】

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

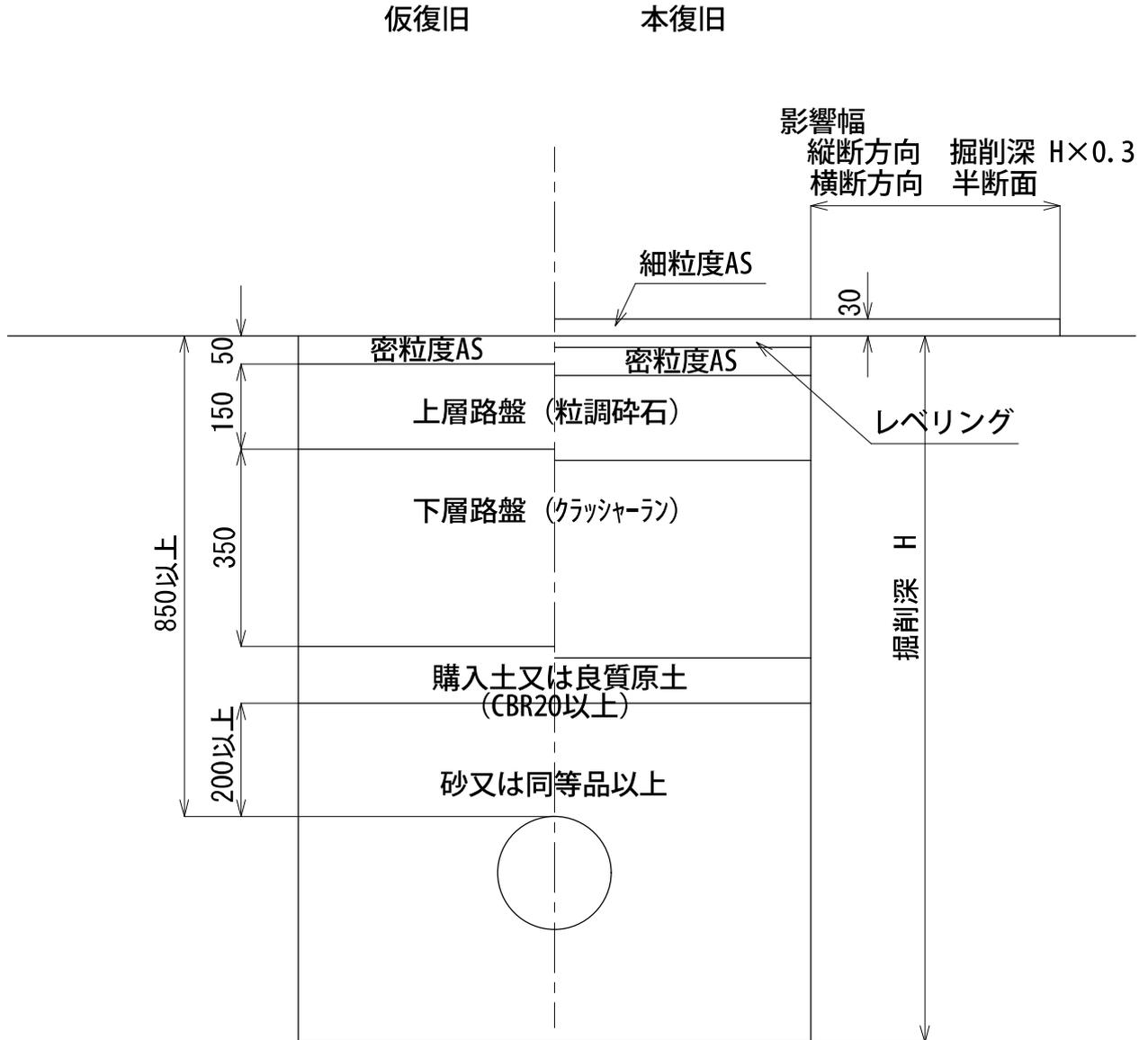
【別紙2-102-車道 ガス・水道 A交通 管径小】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



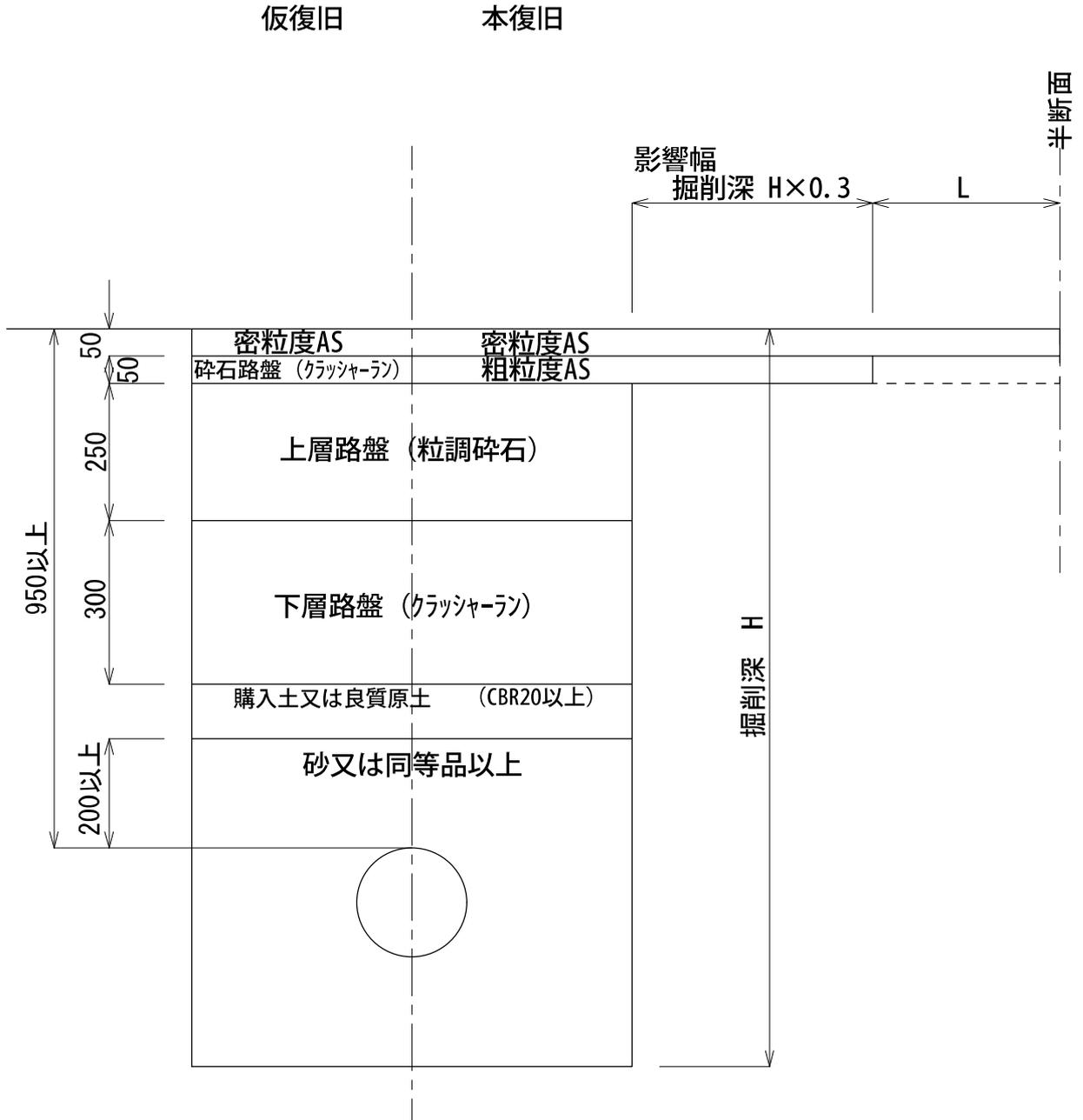
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-103-車道 ガス・水道 B交通 管径小】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、Lの範囲も2層打ちとする。

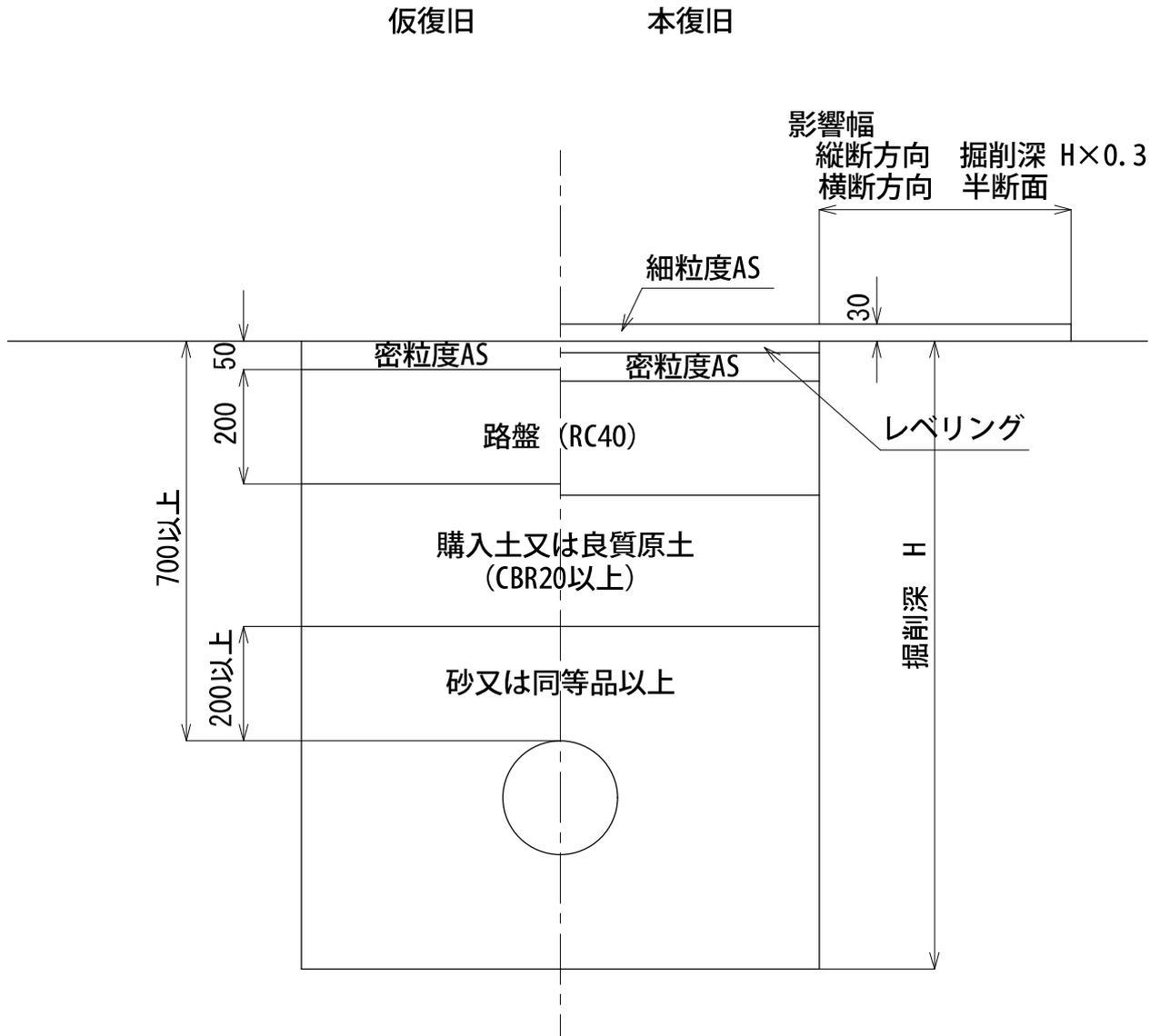
【別紙2-105-車道 ガス・水道 一般 管径小】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙 2-106-車道 ガス・水道 小規模】

小規模工事(取り出し等) (単位: mm)



※1 埋め戻しは20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

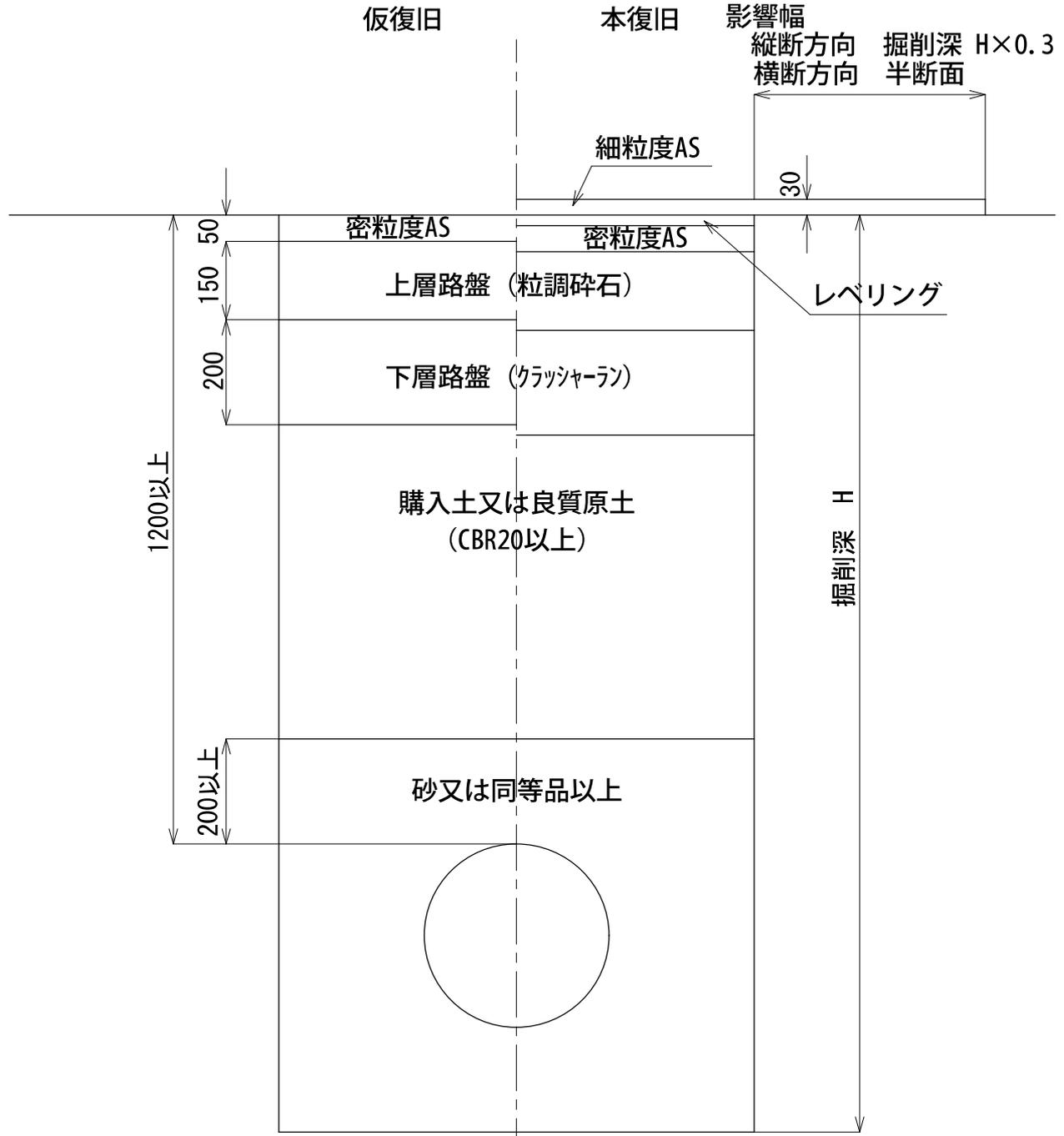
※2 打替を原則とするが、上記によらない場合は道路管理者と協議すること。

【別紙 2-111-車道 ガス・水道 [交通 管径大]

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

鋼管・ダクティル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ 以外の管

(別紙 3 以外)



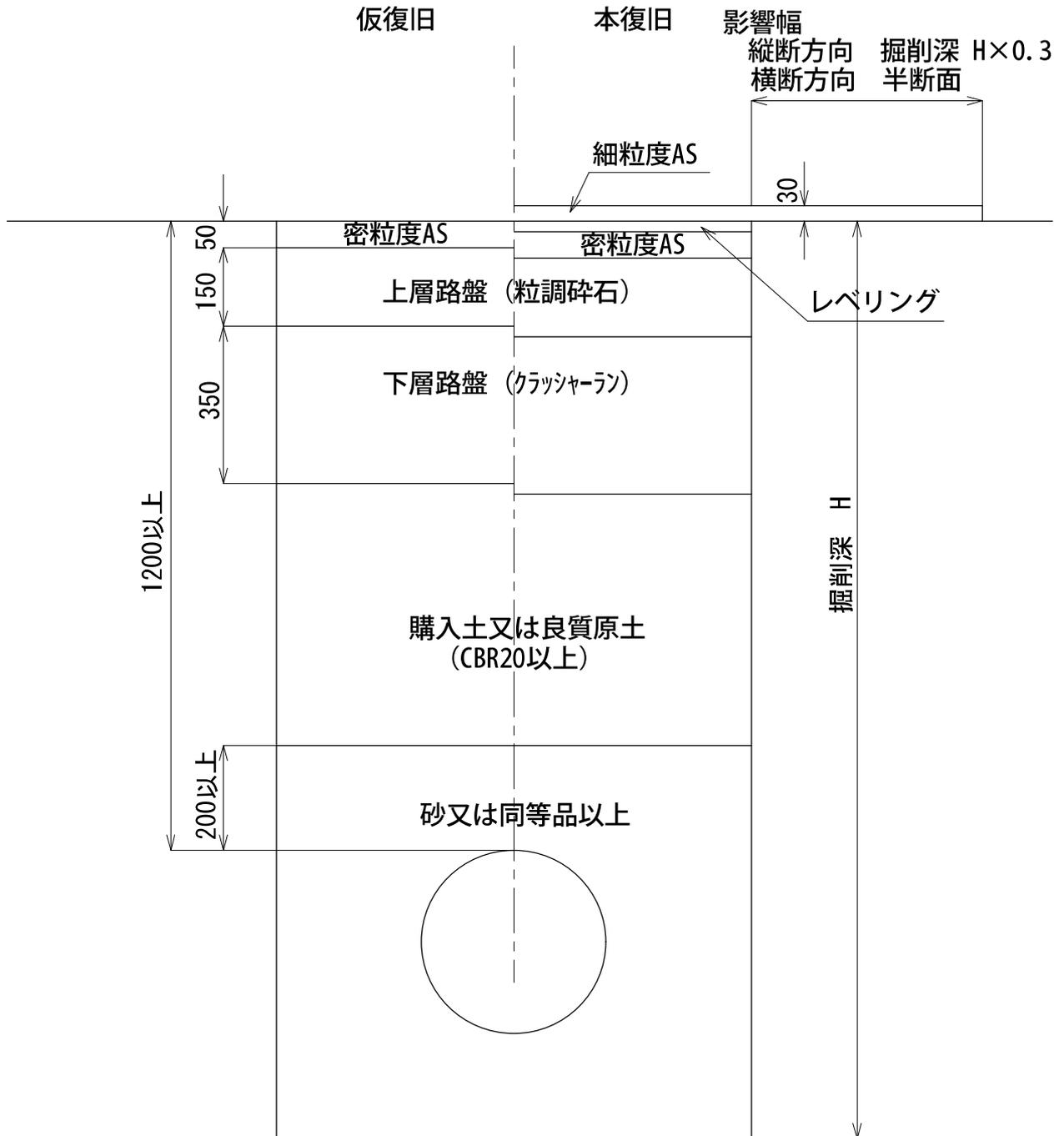
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-112-車道 ガス・水道 A交通 管径大】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



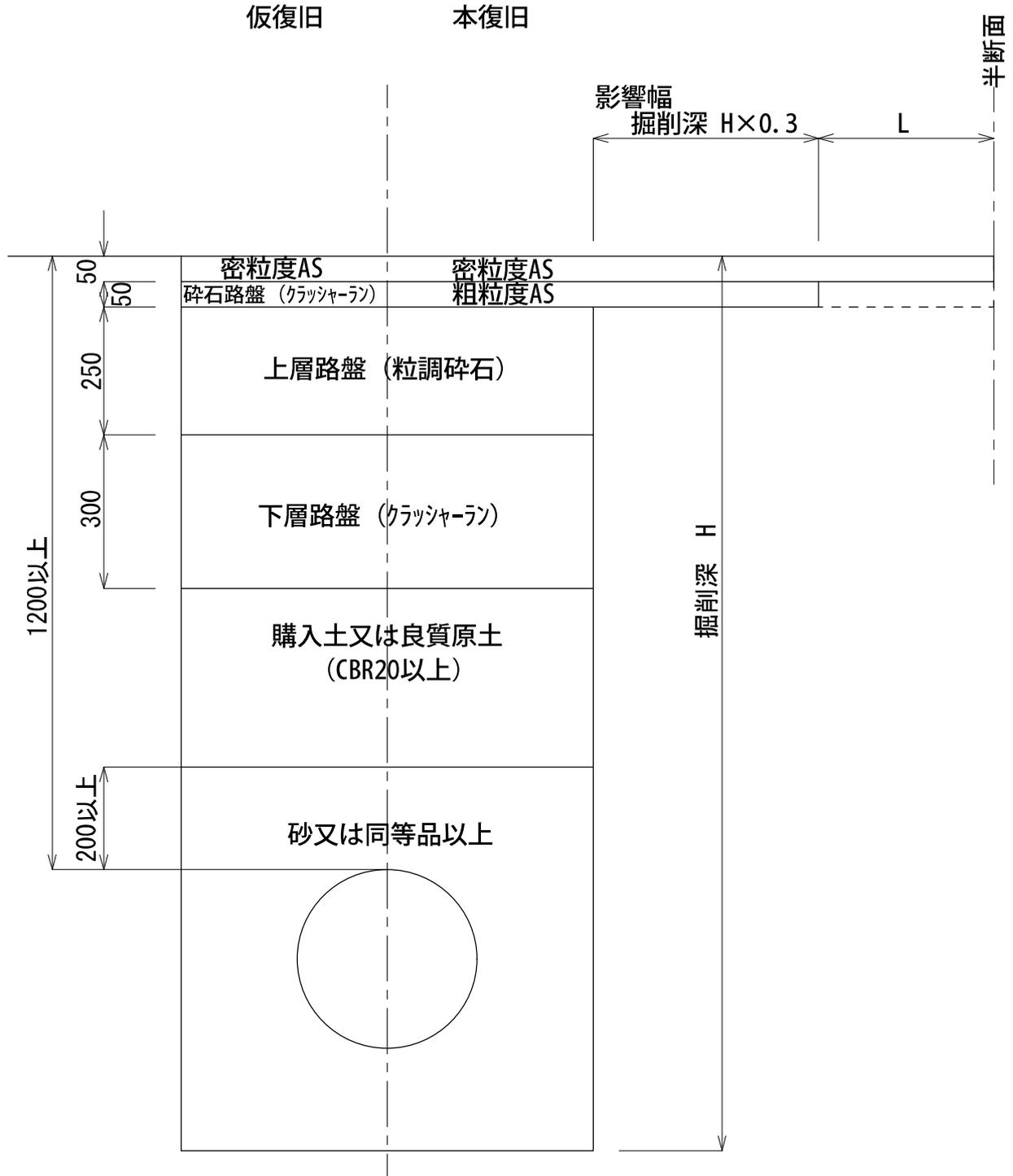
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-113-車道 ガス・水道 B交通 管径大】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



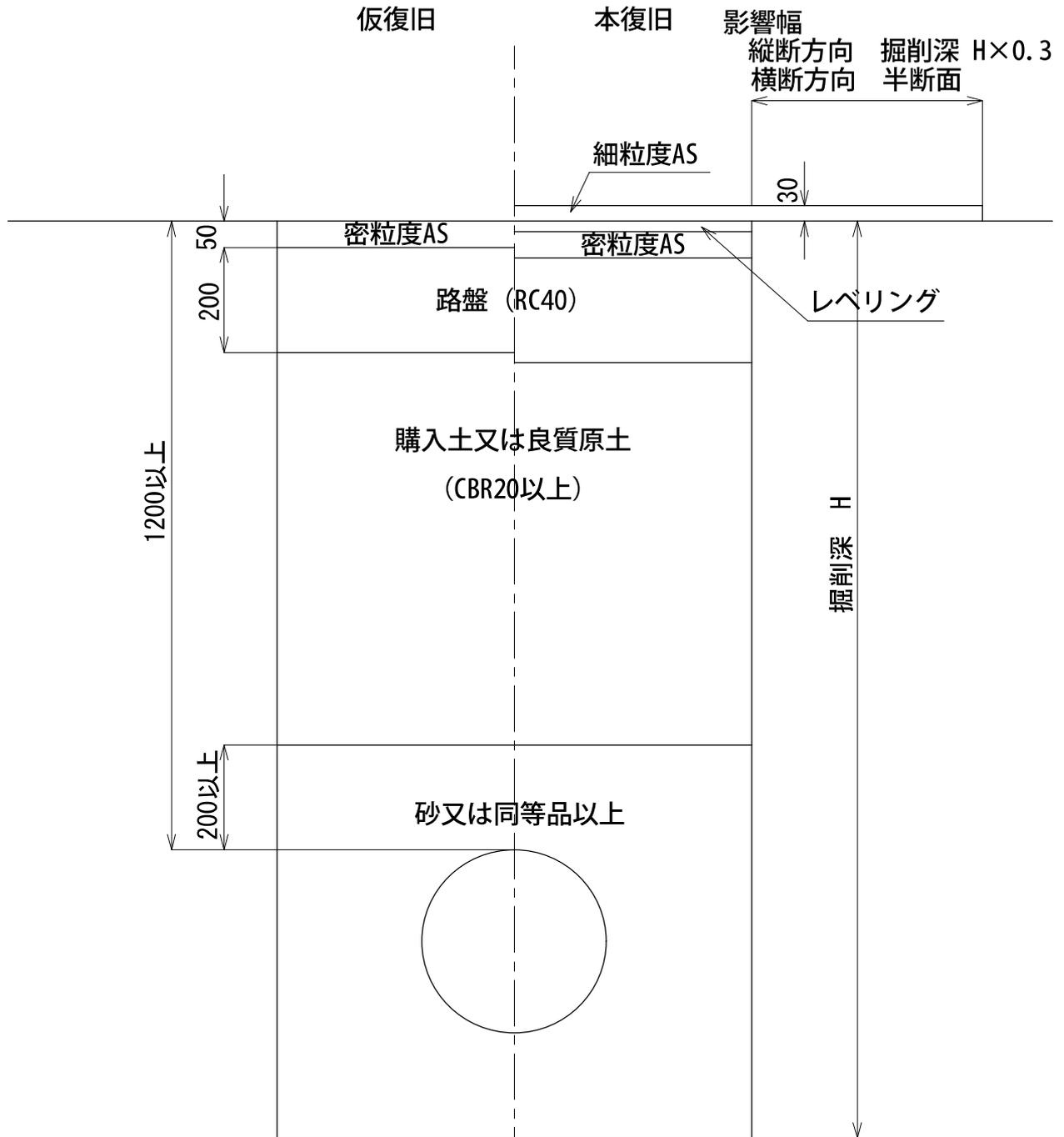
※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、 L の範囲も2層打ちとする。

【別紙2-115-車道 ガス・水道 一般 管径大】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

鋼管・ダクタイル鋳鉄管・硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 ポリエチレン管 $\phi \leq 200\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



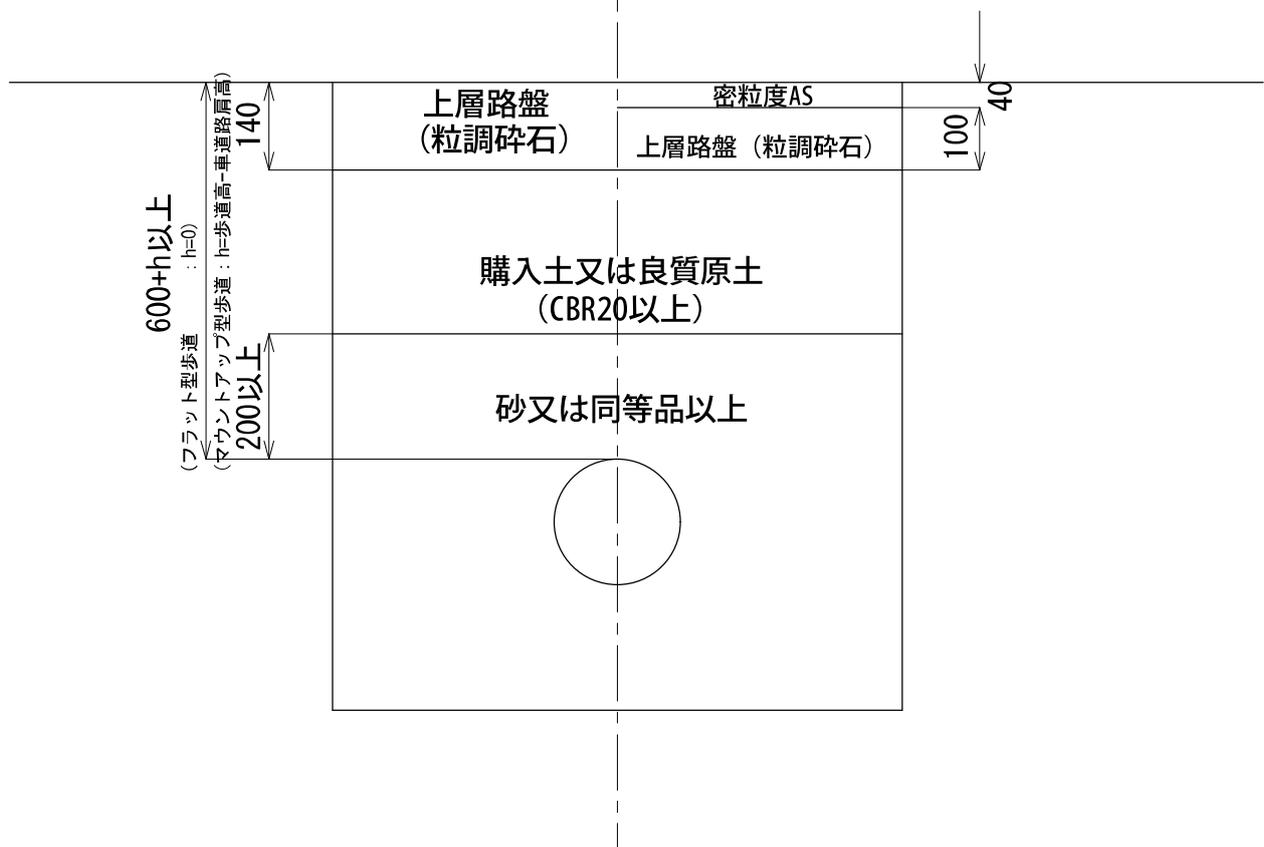
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-121-歩道 ガス・水道】

(別紙3以外)

仮復旧

本復旧



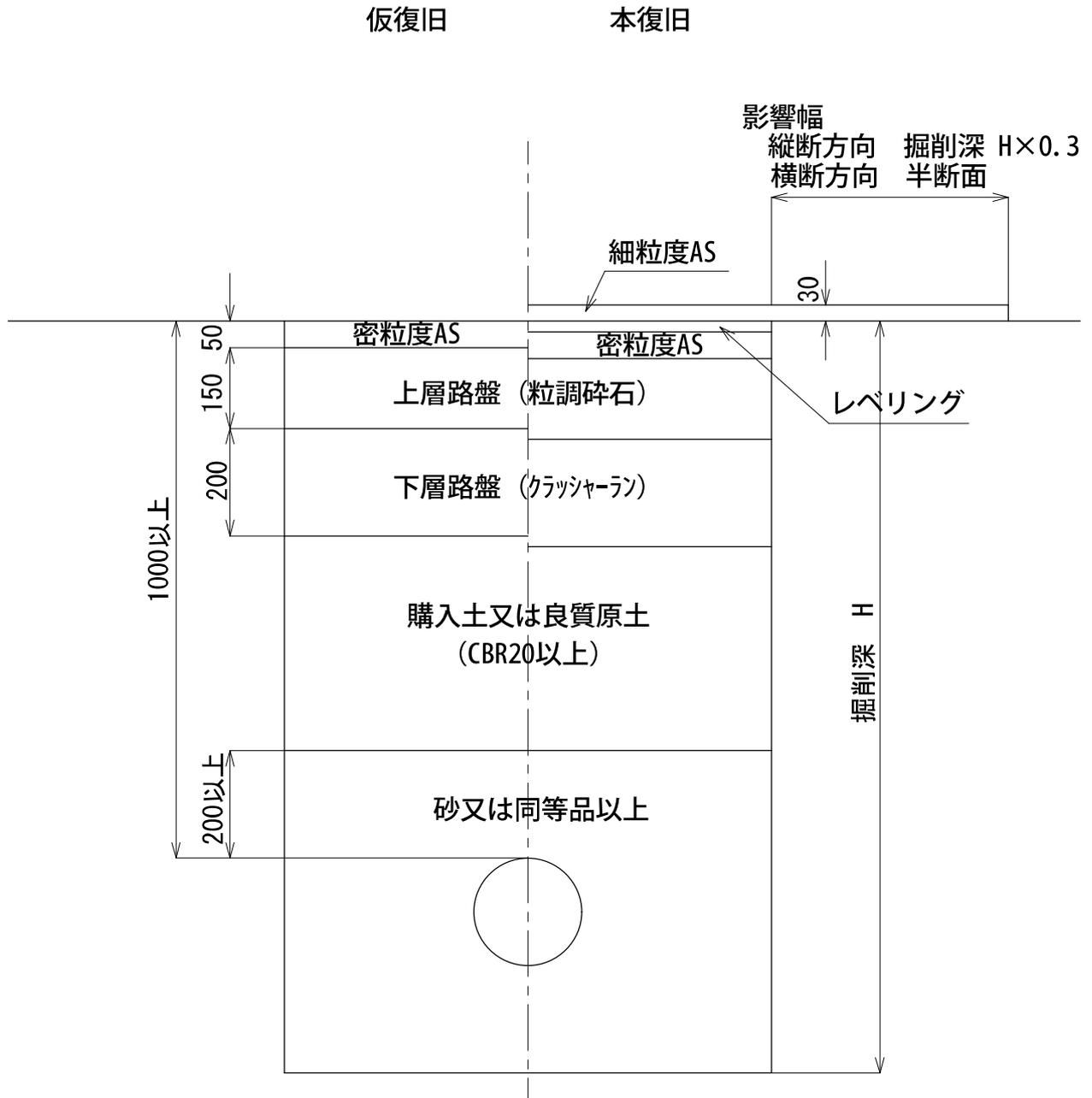
※但し、路盤は20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

【別紙2-201-車道 下水道 本線 L交通 管径小】

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



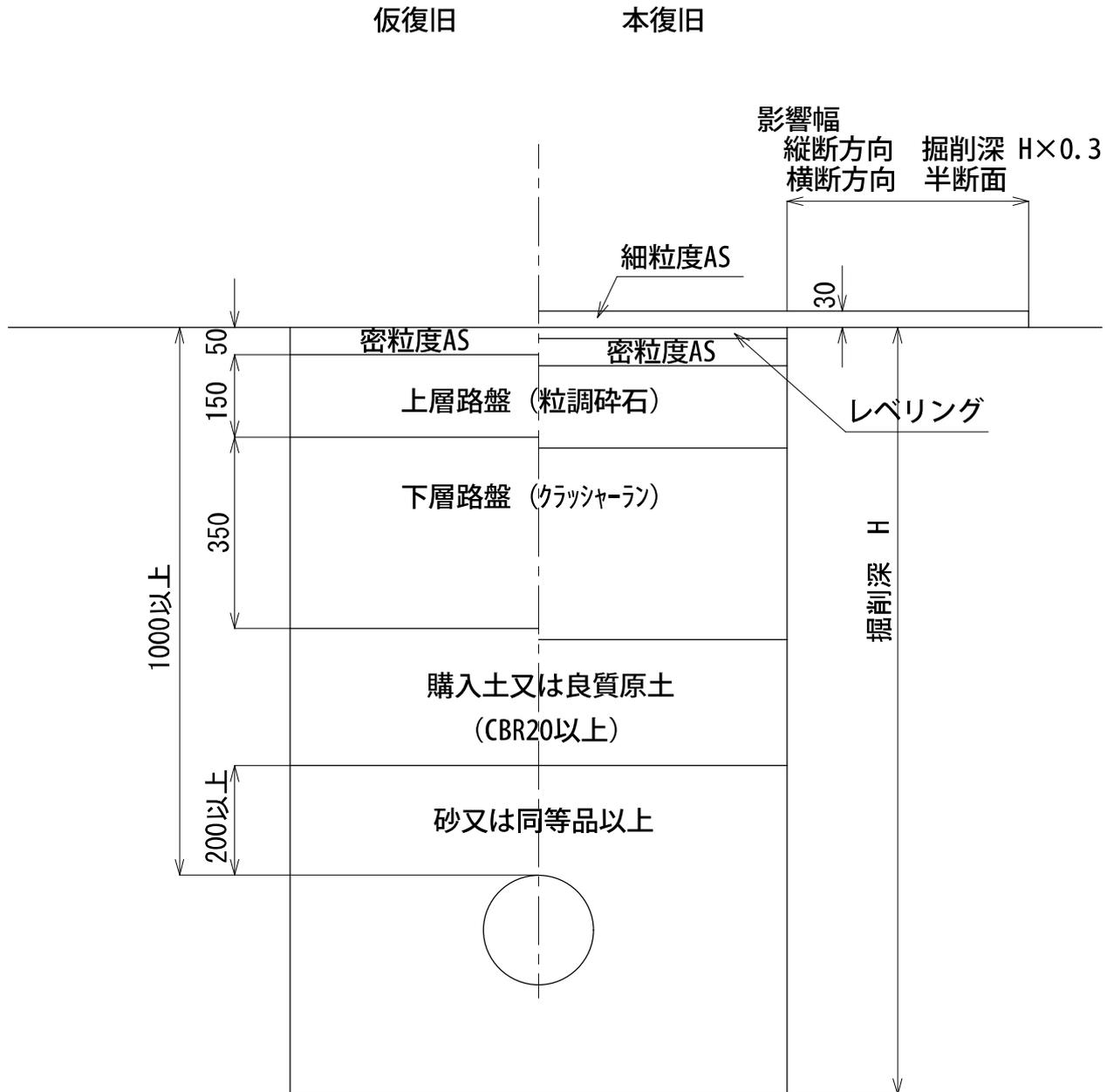
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-202-車道 下水道 本線 A交通 管径小】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクトイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



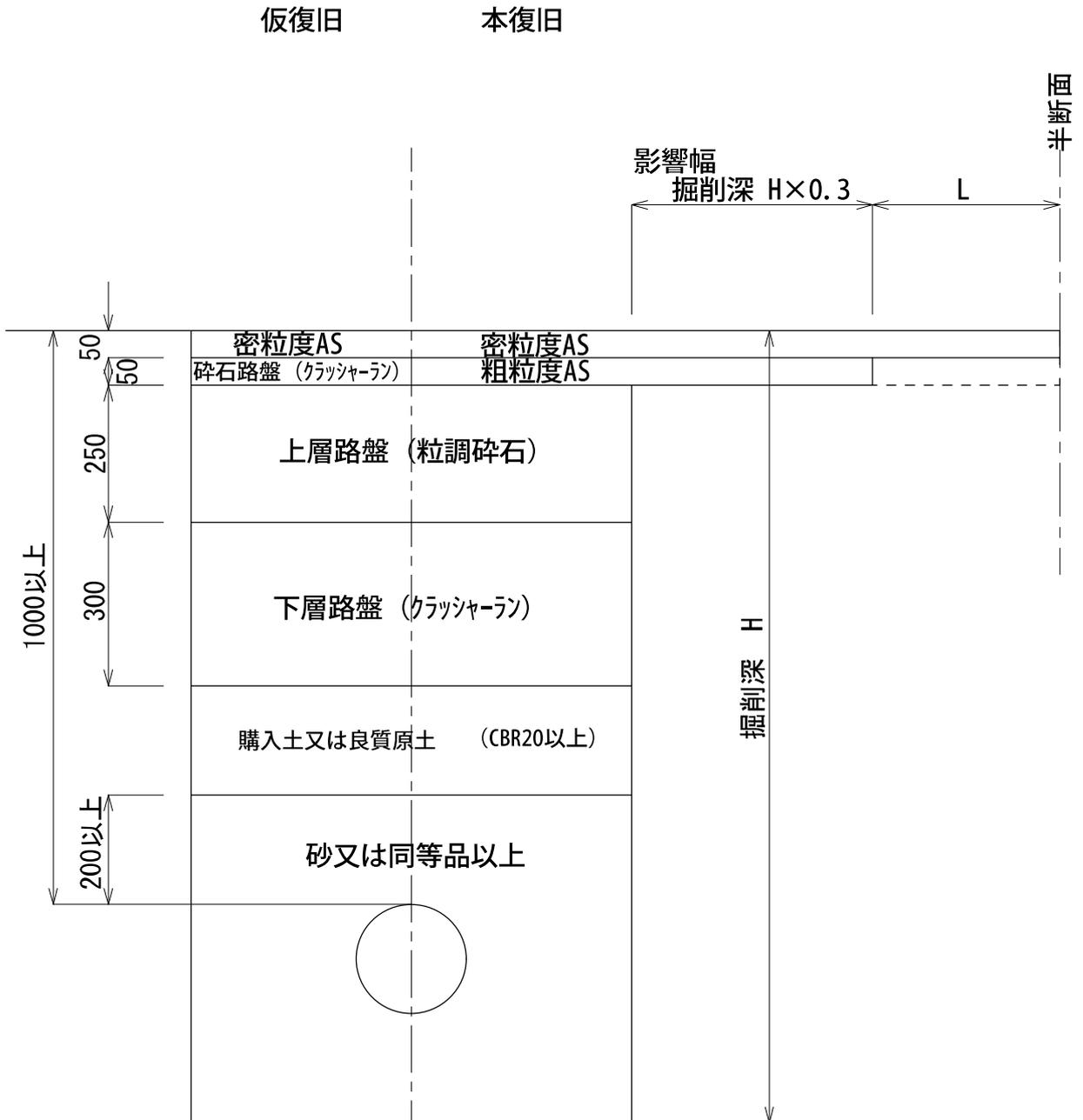
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-203-車道 下水道 本線 B交通 管径小】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、Lの範囲も2層打ちとする。

【別紙2-205-車道 下水道 本線 一般 管径小】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



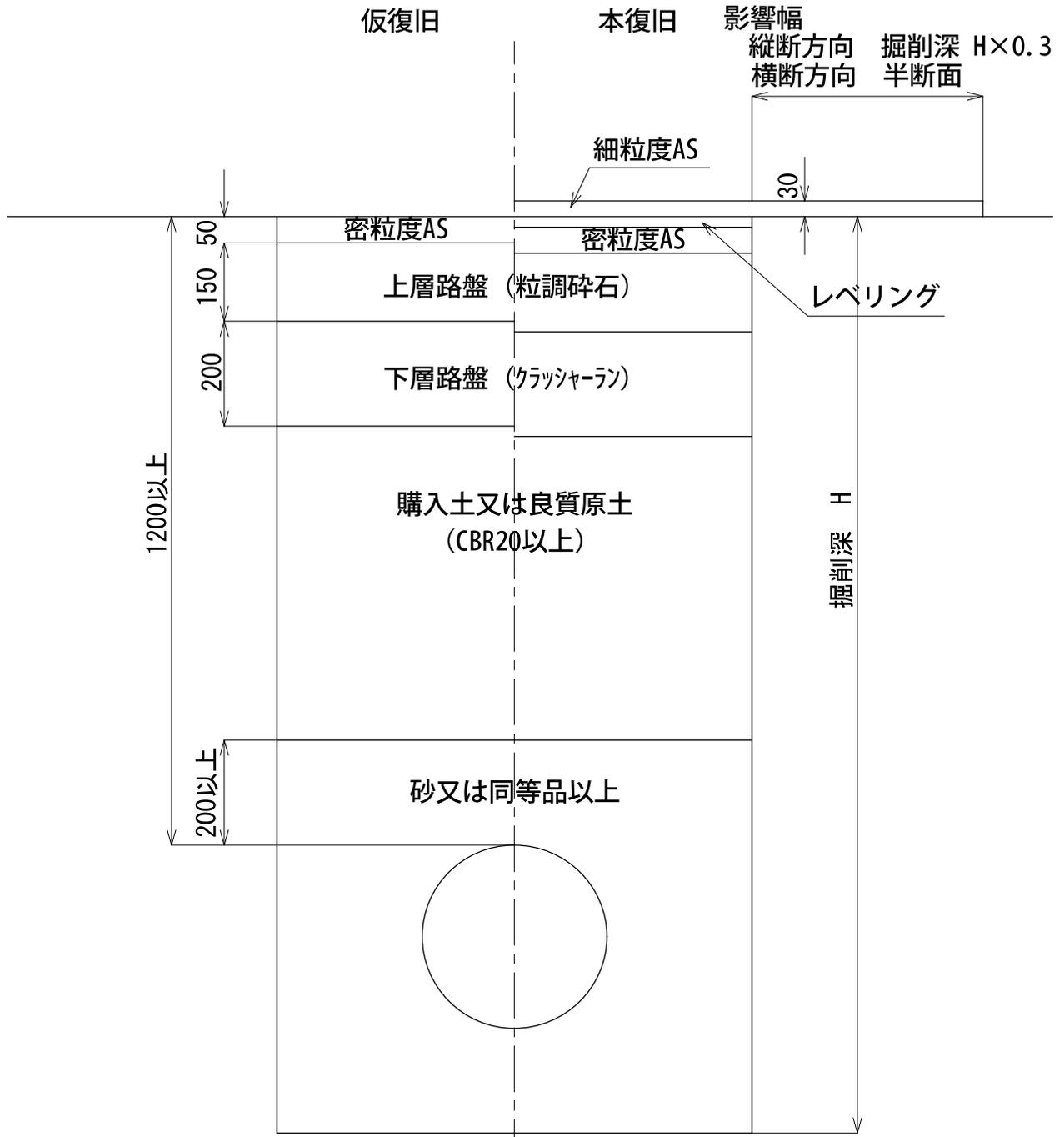
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-211-車道 下水道 L交通 管径大】

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-212-車道 下水道 A交通 管径大】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



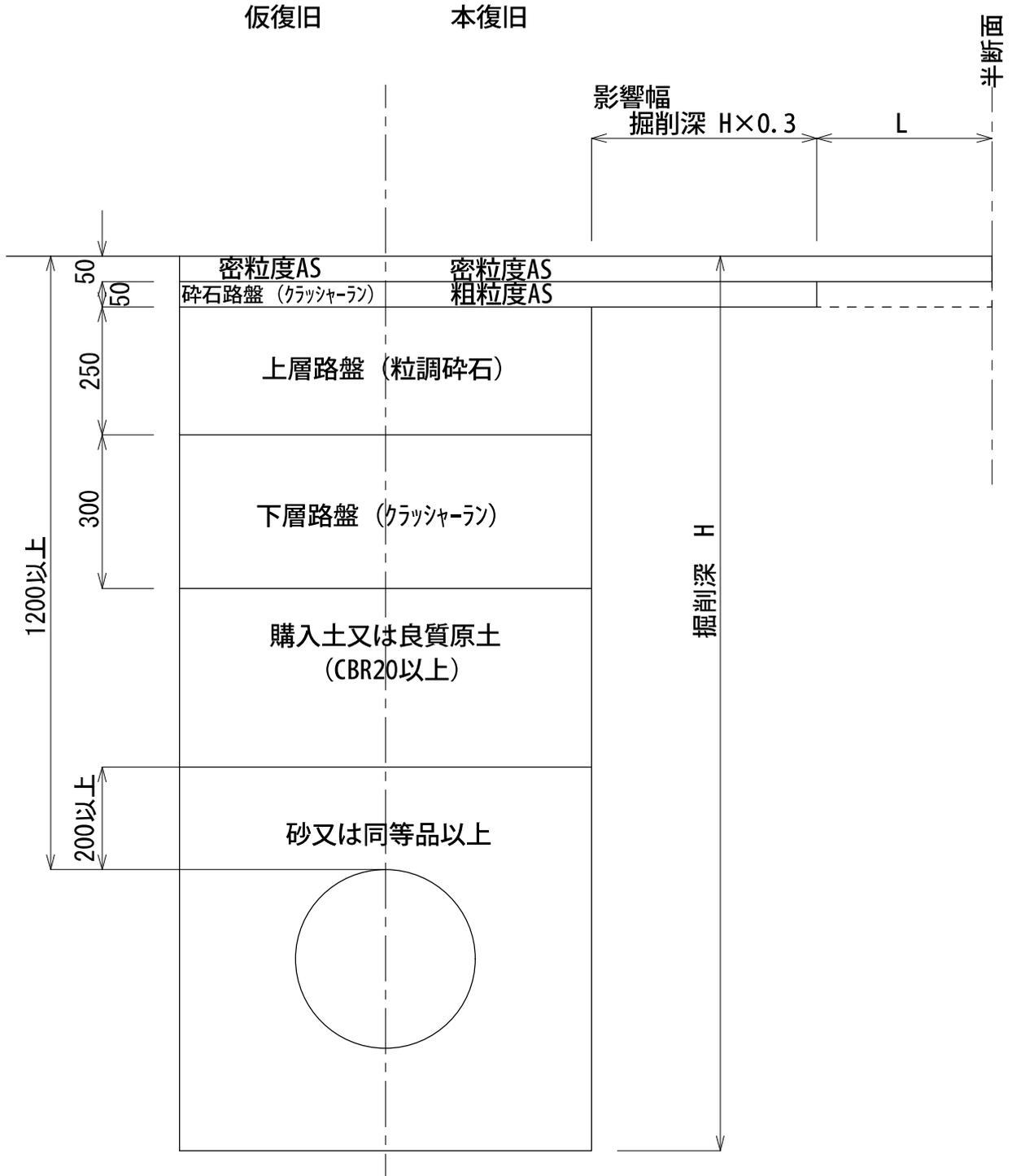
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-213-車道 下水道 B交通 管径大】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクトイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



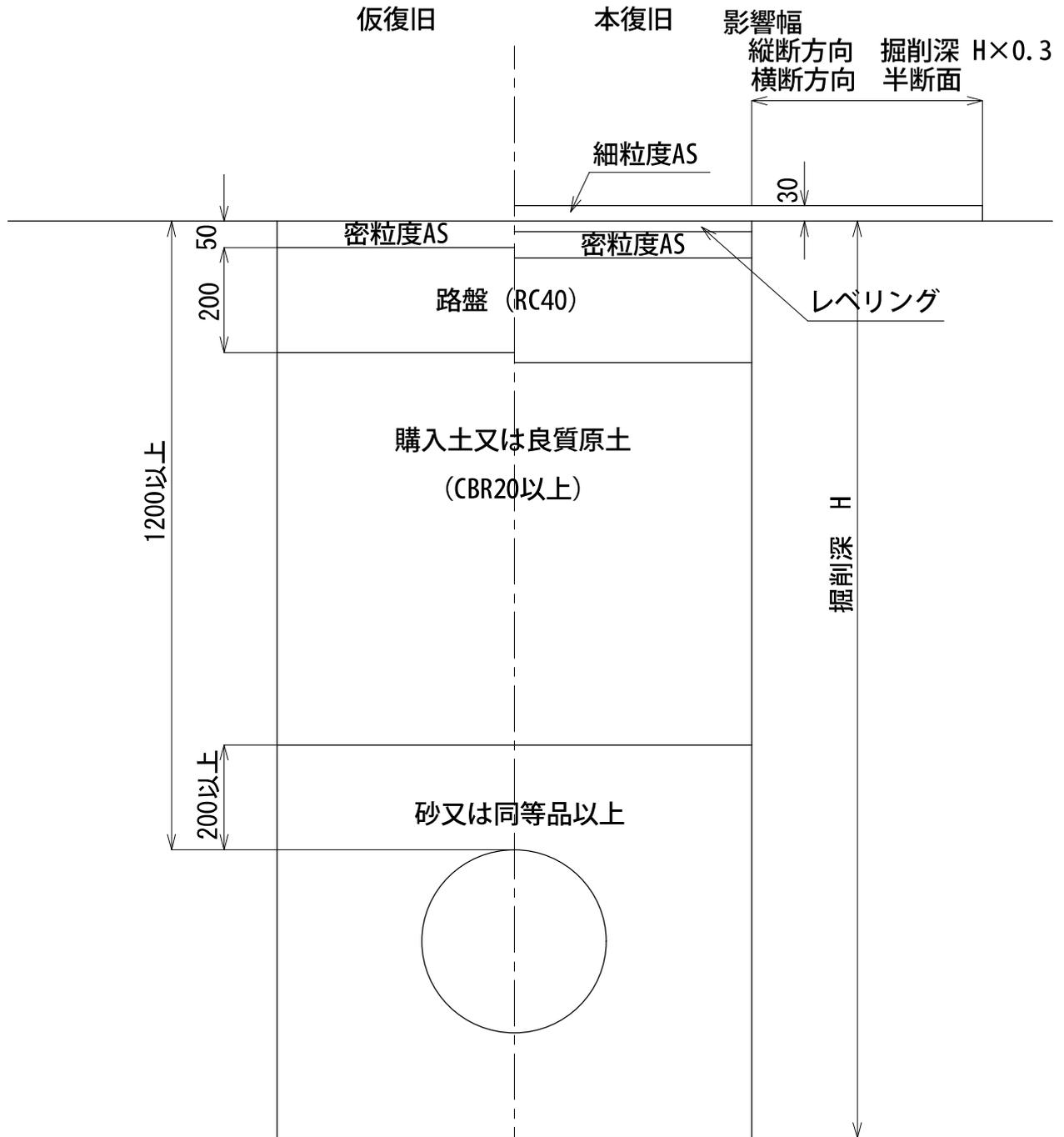
※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、 L の範囲も2層打ちとする。

【別紙2-215-車道 下水道 一般 管径大】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

ダクタイトル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-221-歩道 下水道 本線 小】

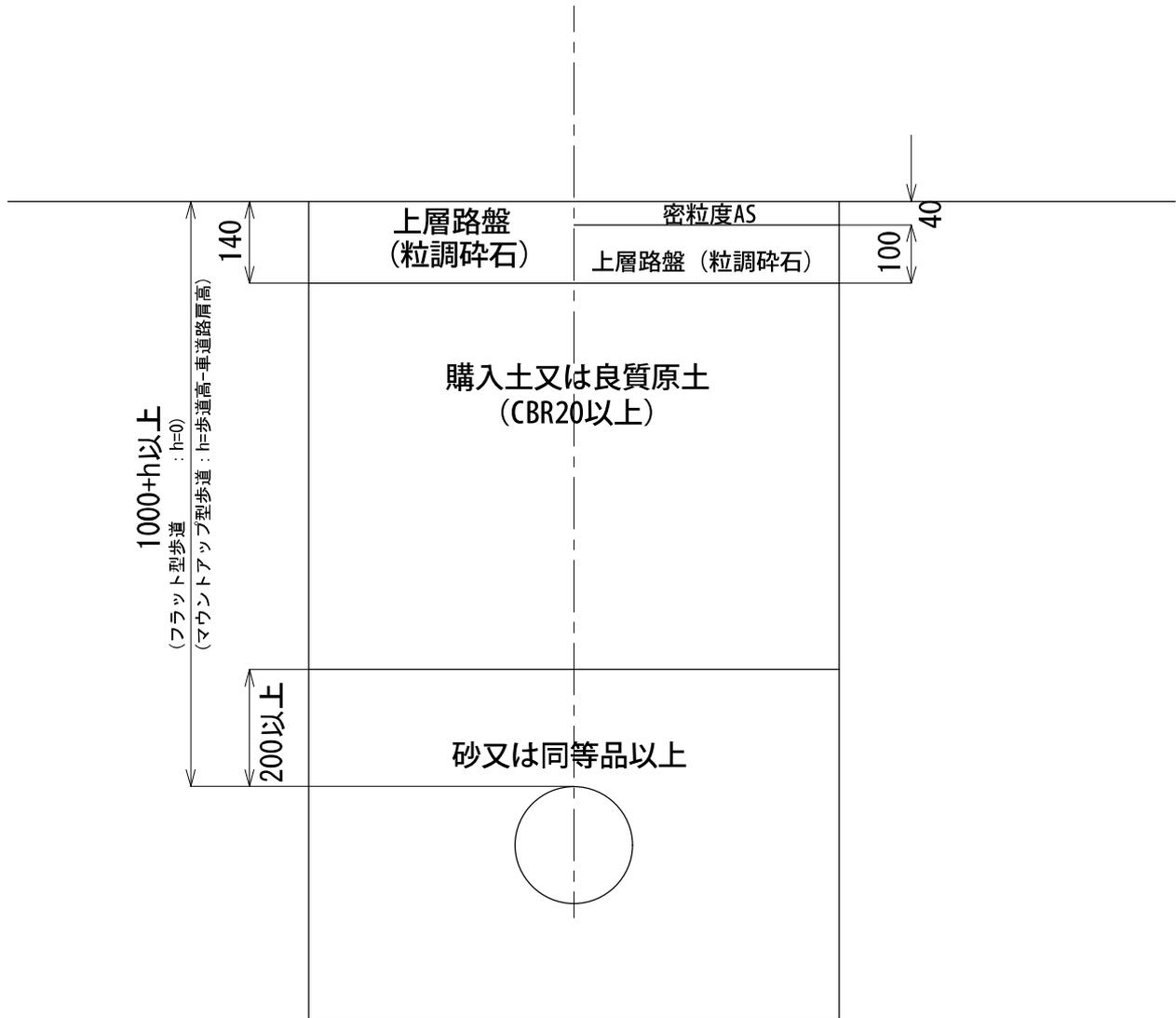
(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)

仮復旧

本復旧



※但し、路盤は20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

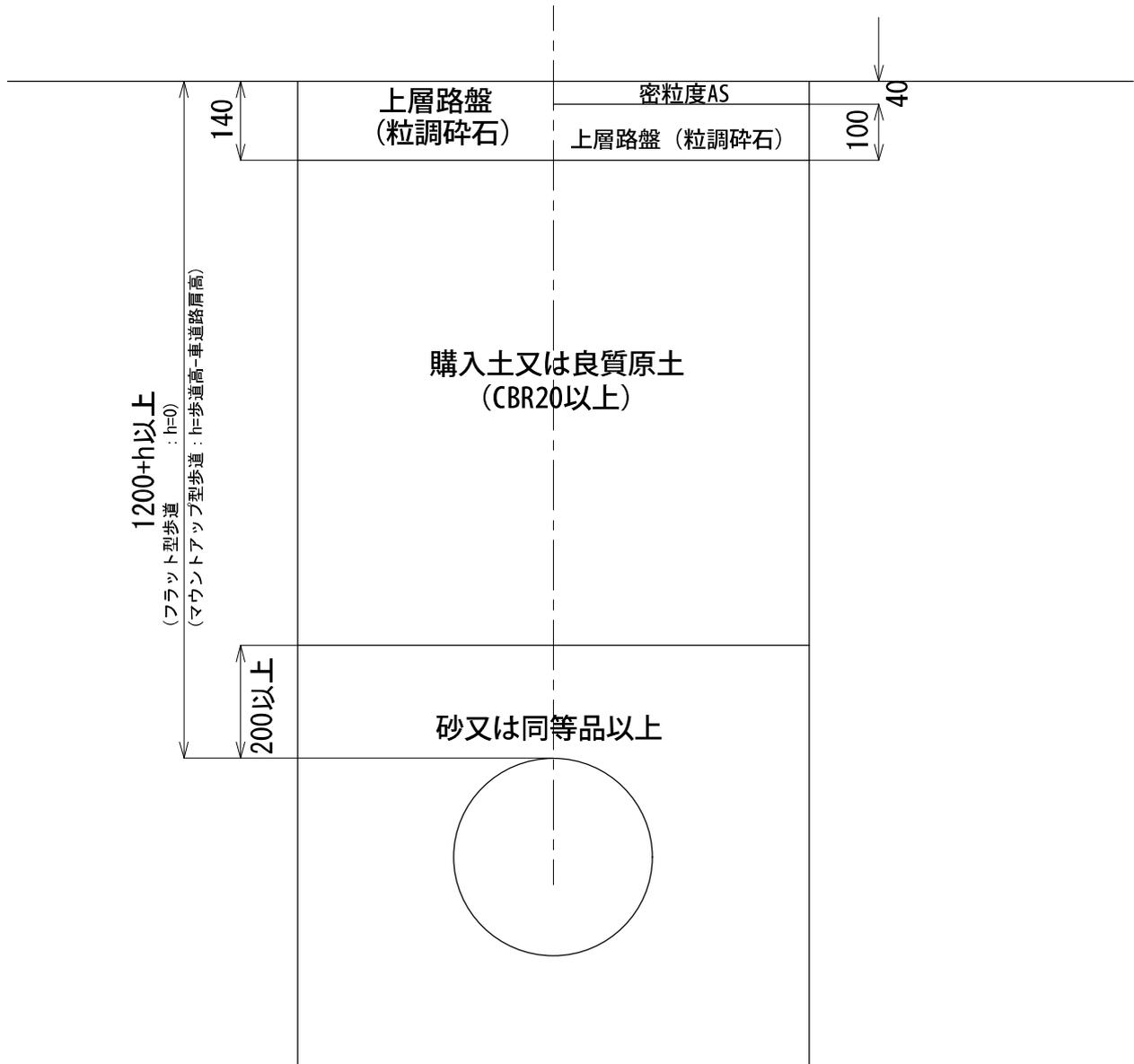
【別紙 2 - 2 2 2 - 歩道 下水道 本線 大】

ダクトイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ 以外の管

(別紙 3 以外)

仮復旧

本復旧



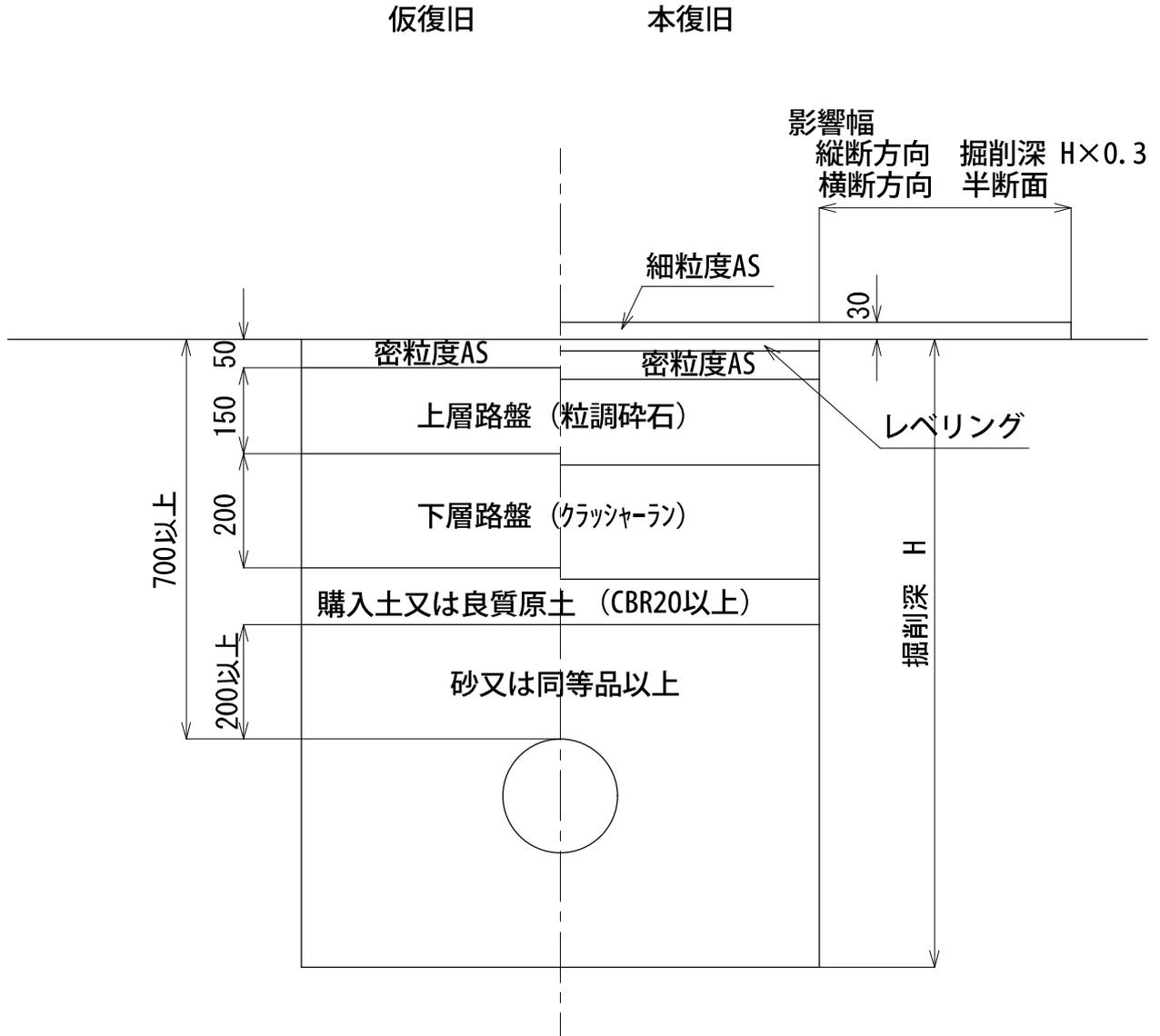
※但し、路盤は20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

【別紙2-251-車道 下水道 支線 L交通 管径小】

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



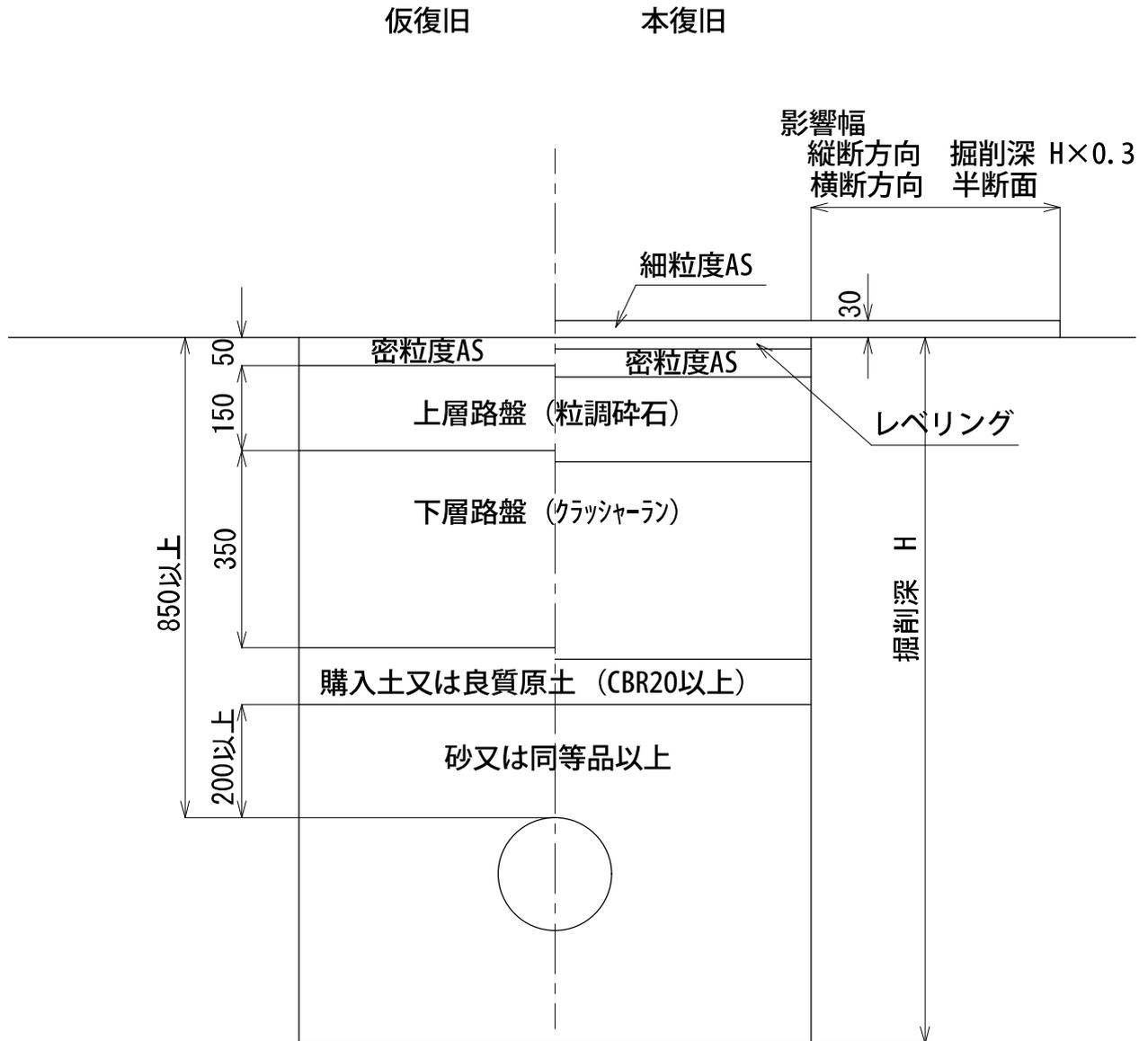
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-252-車道 下水道 支線 A交通 管径小】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクトイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



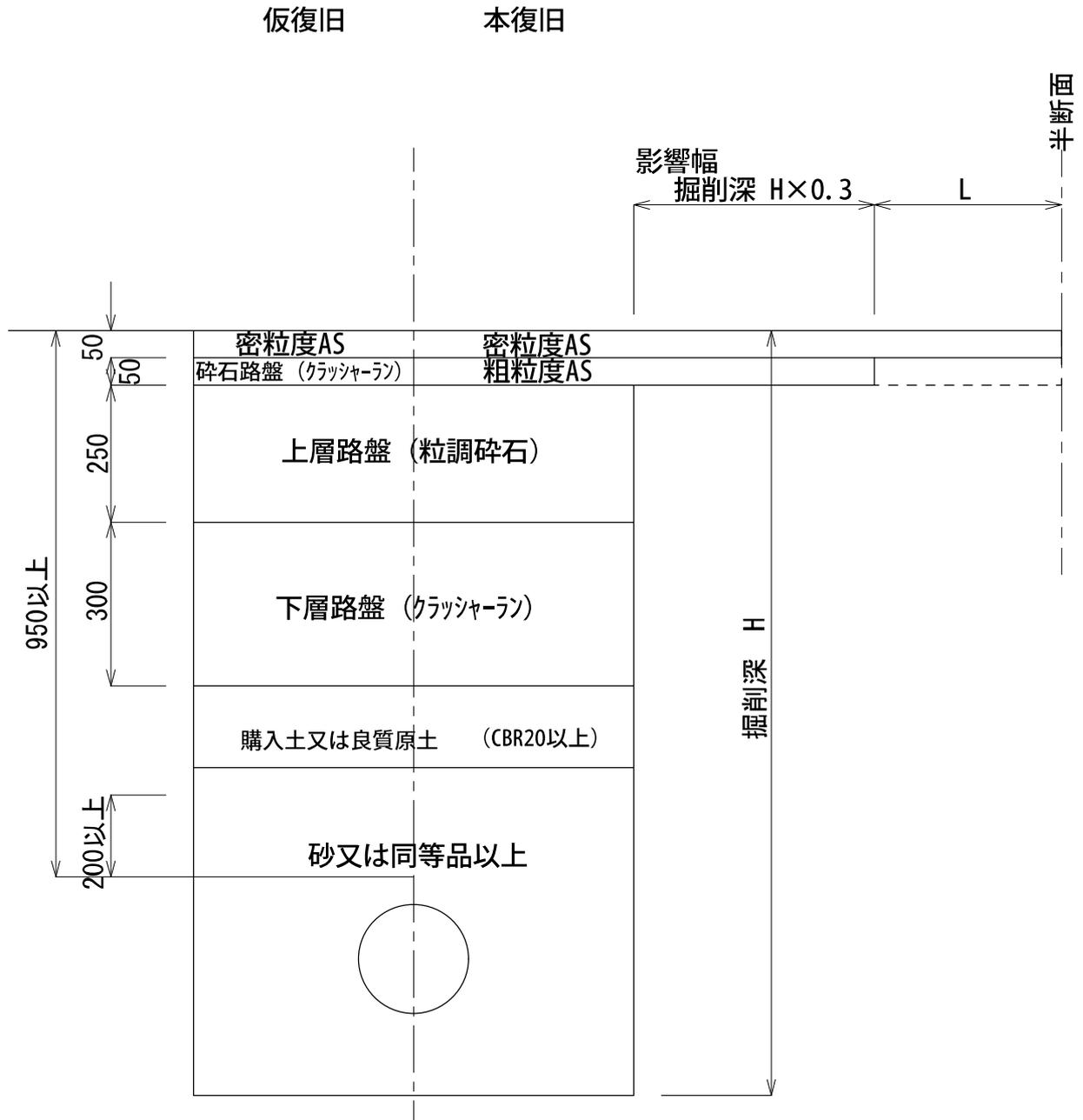
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-253-車道 下水道 支線 B交通 管径小】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



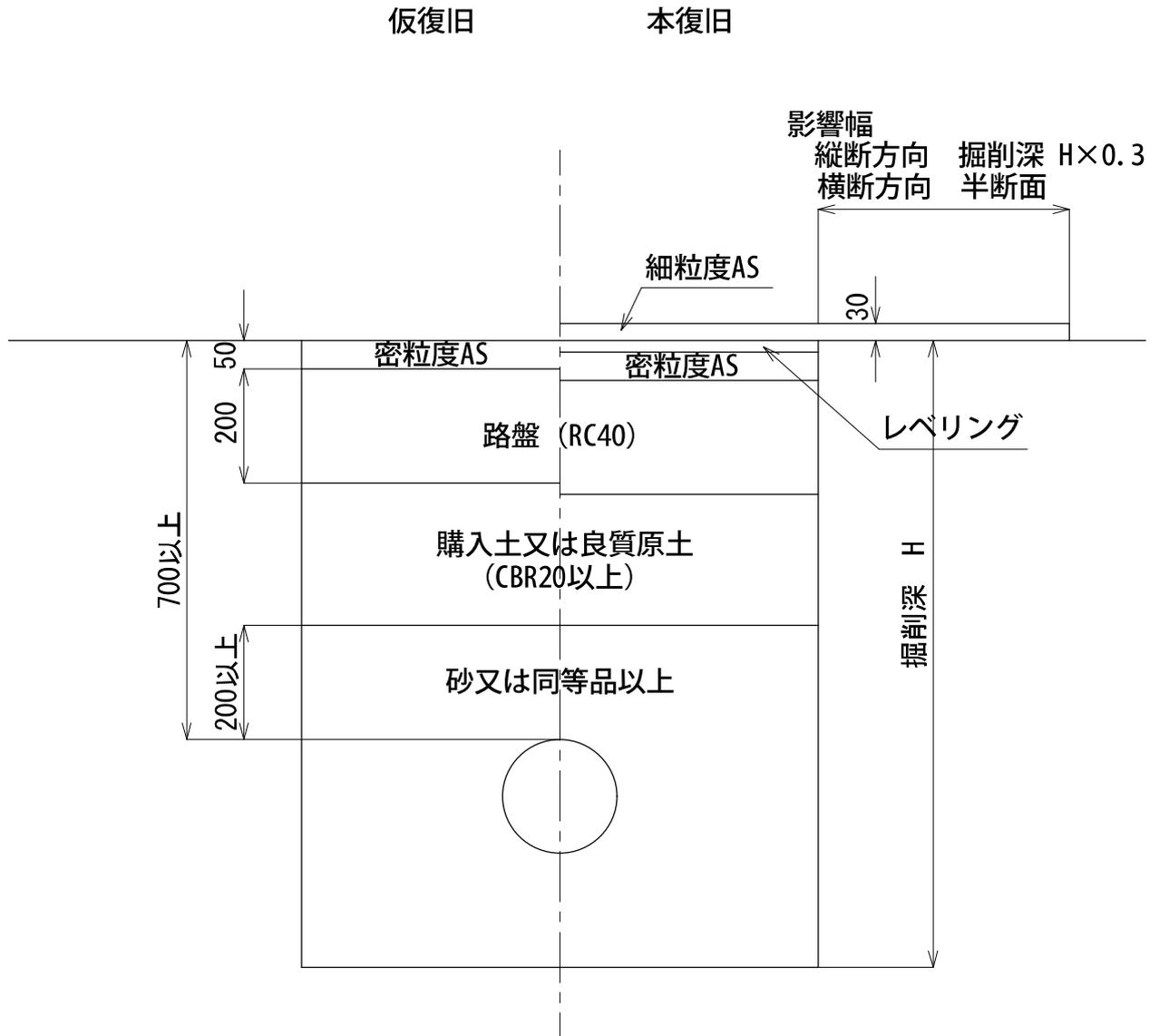
※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、Lの範囲も2層打ちとする。

【別紙2-255-車道 下水道 支線 一般 管径小】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

ダクタイル鋳鉄管・ヒューム管・強化プラスチック複合管
 ・硬質塩化ビニル管・陶管 $\phi \leq 300\text{mm}$ のみ適用

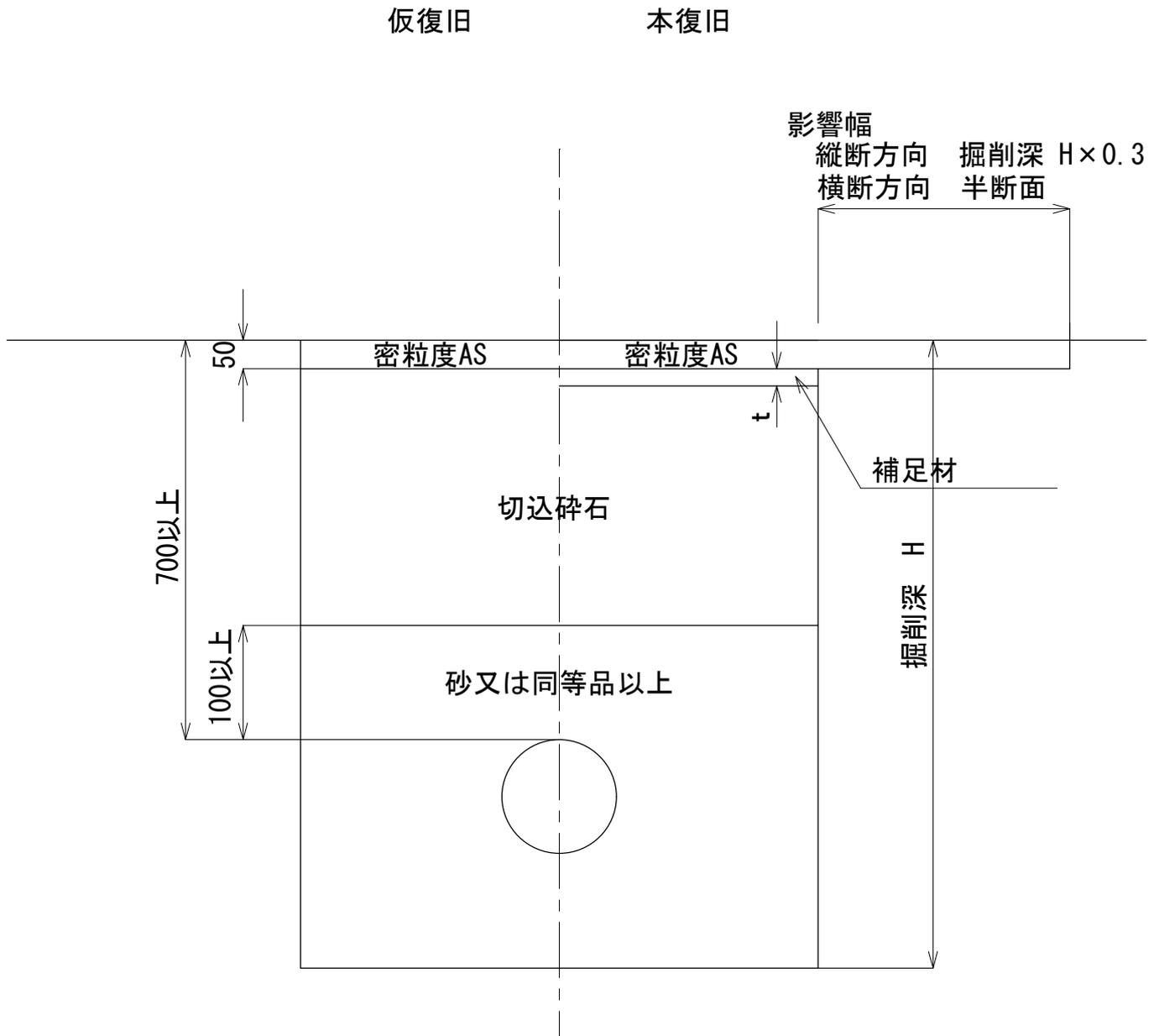
(別紙3参照)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙 2 - 2 5 6 - 車道 下水道 小規模】

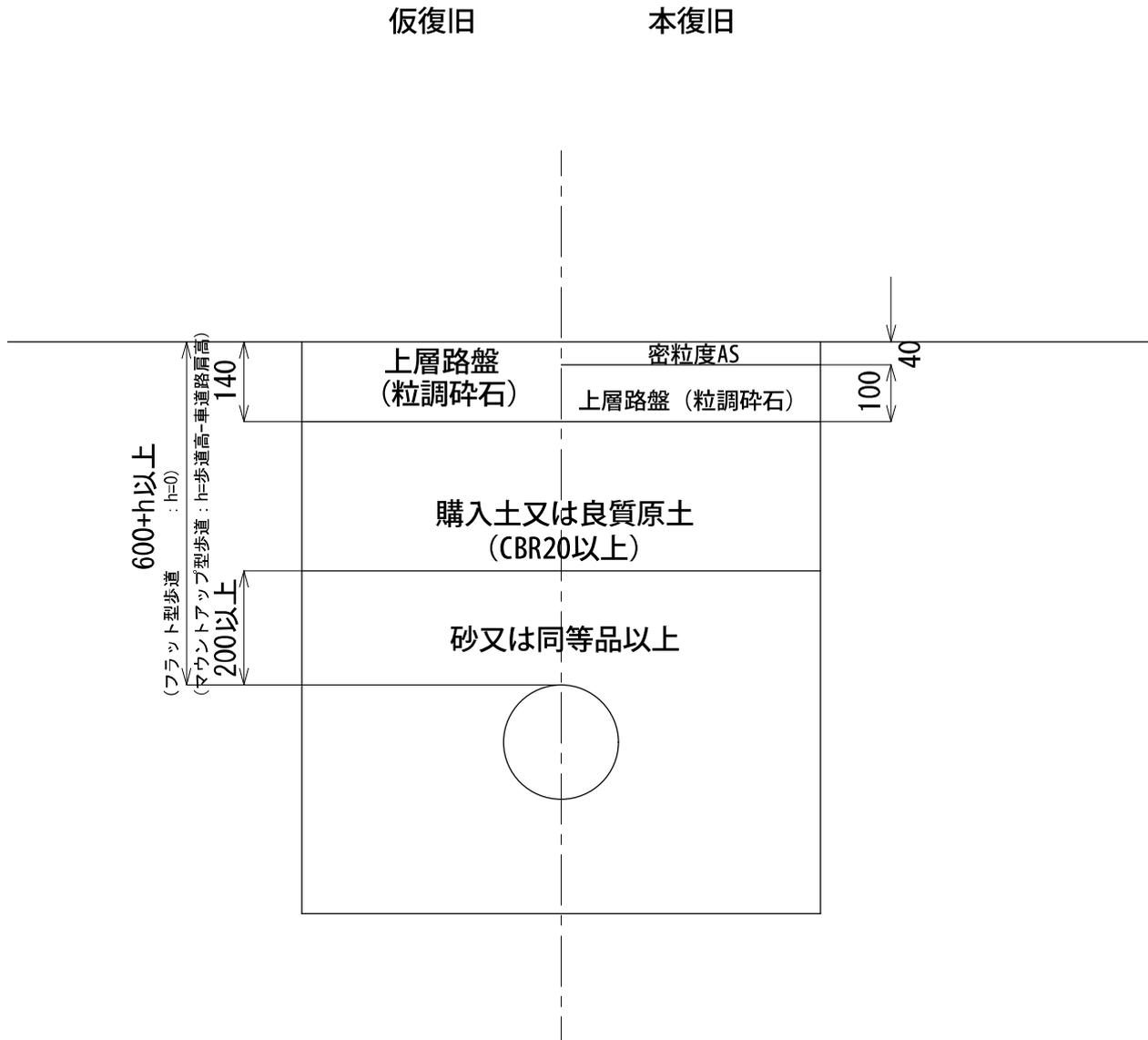
小規模工事(取り出し等) (単位 : mm)



※ 1 埋め戻しは20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

※ 2 打替を原則とするが、上記によらない場合は道路管理者と協議すること。

【別紙 2 - 2 7 1 - 歩道 下水道 支線】



※但し、路盤は20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

【別紙2-301-車道 電線 L交通 管径小】

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

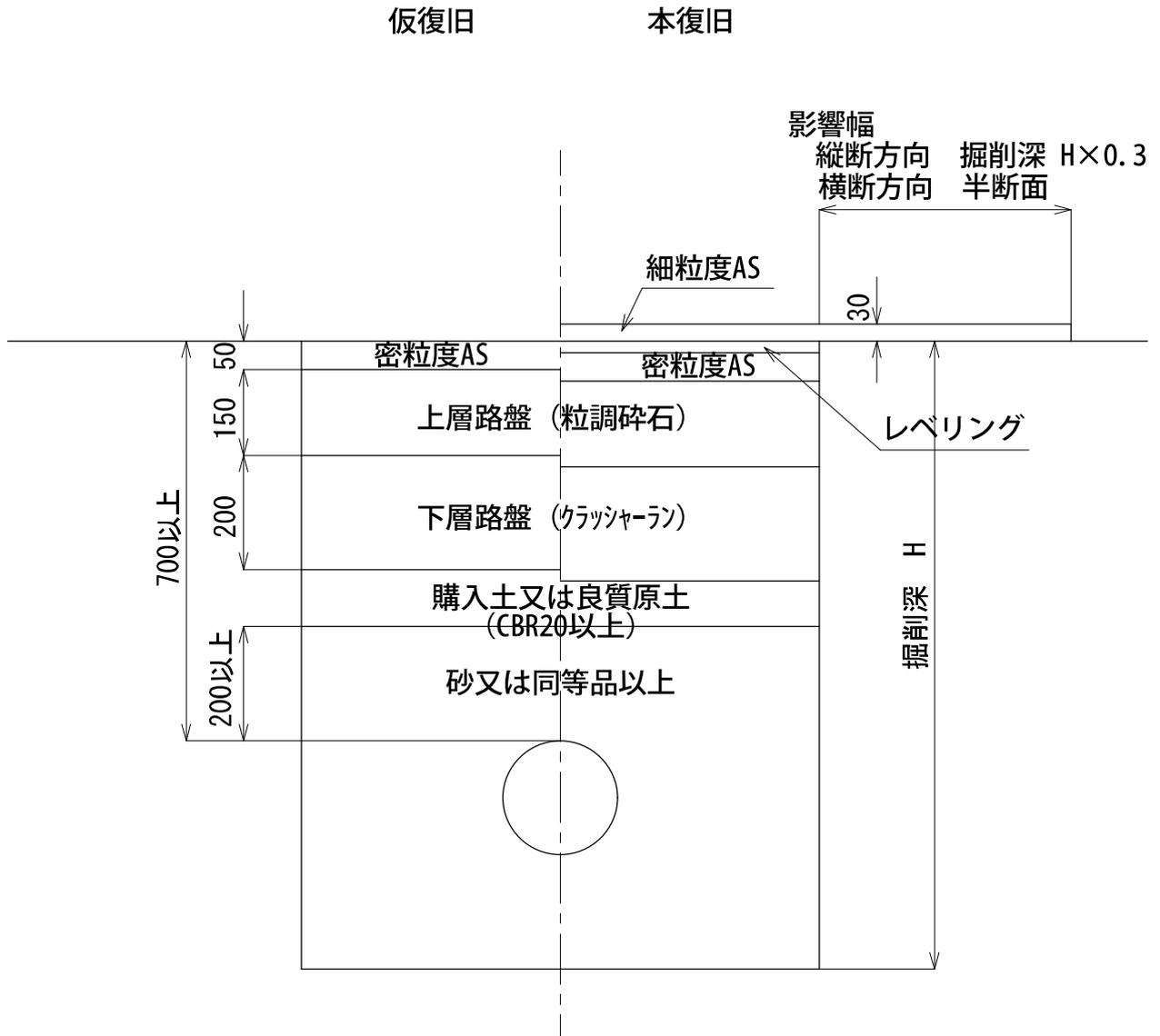
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条のみ適用

通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-302-車道 電線 A交通 管径小】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

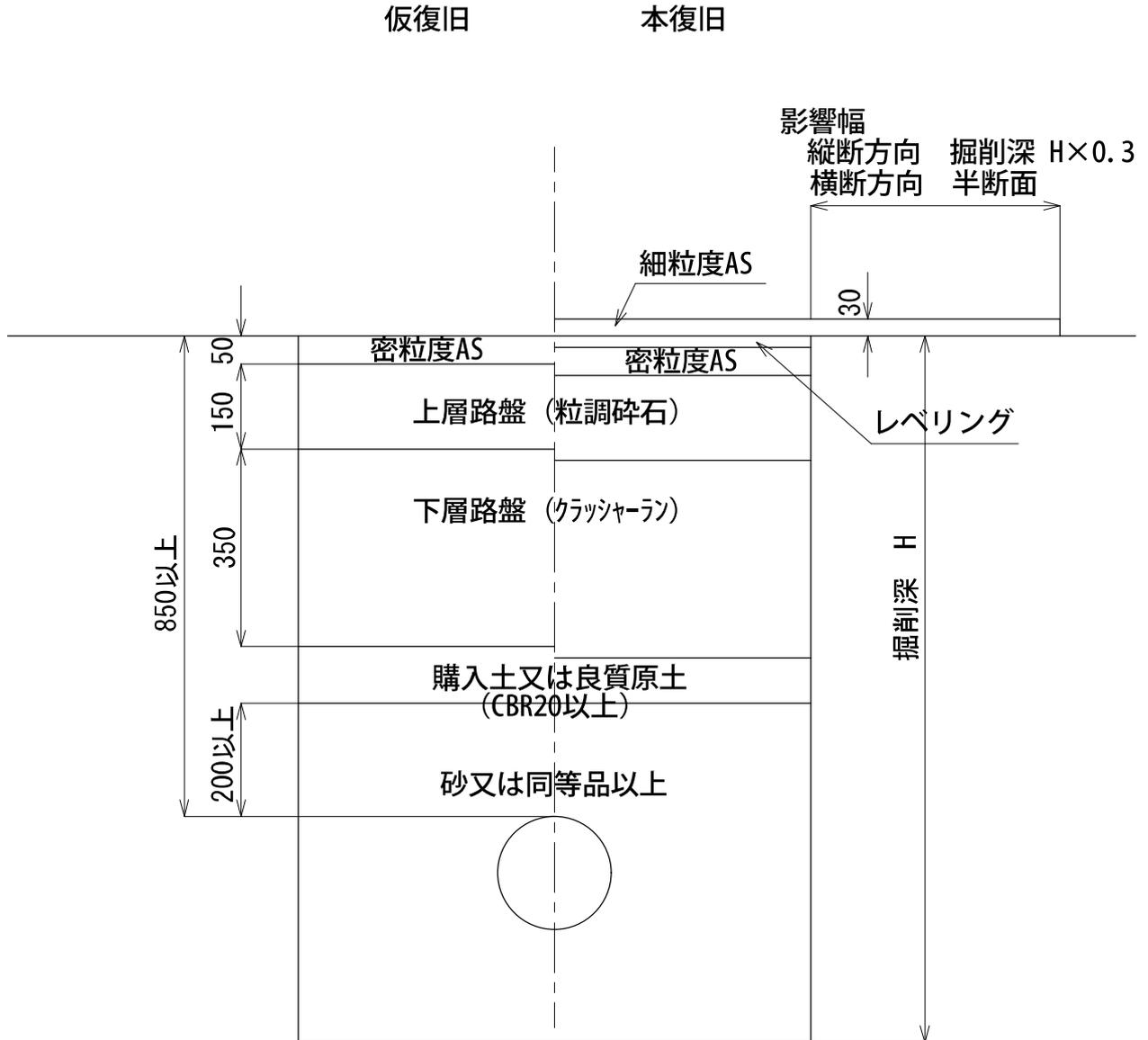
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条のみ適用

通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



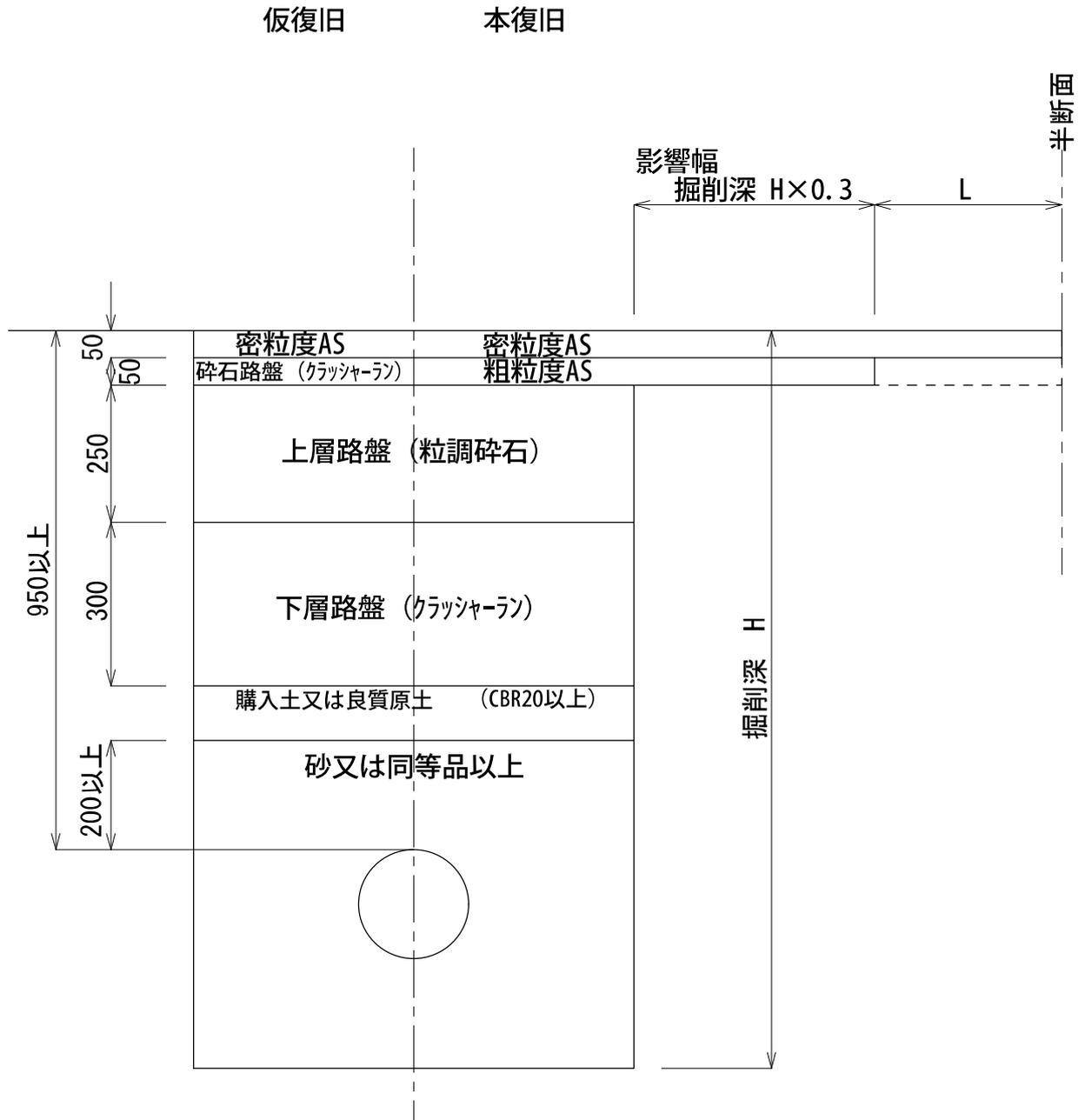
※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-303-車道 電線 B交通 管径小】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$
 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$
 コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条 のみ適用
 通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ のみ適用

(別紙3参照)



※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、 L の範囲も2層打ちとする。

【別紙 2-305-車道 電線 一般 管径小】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

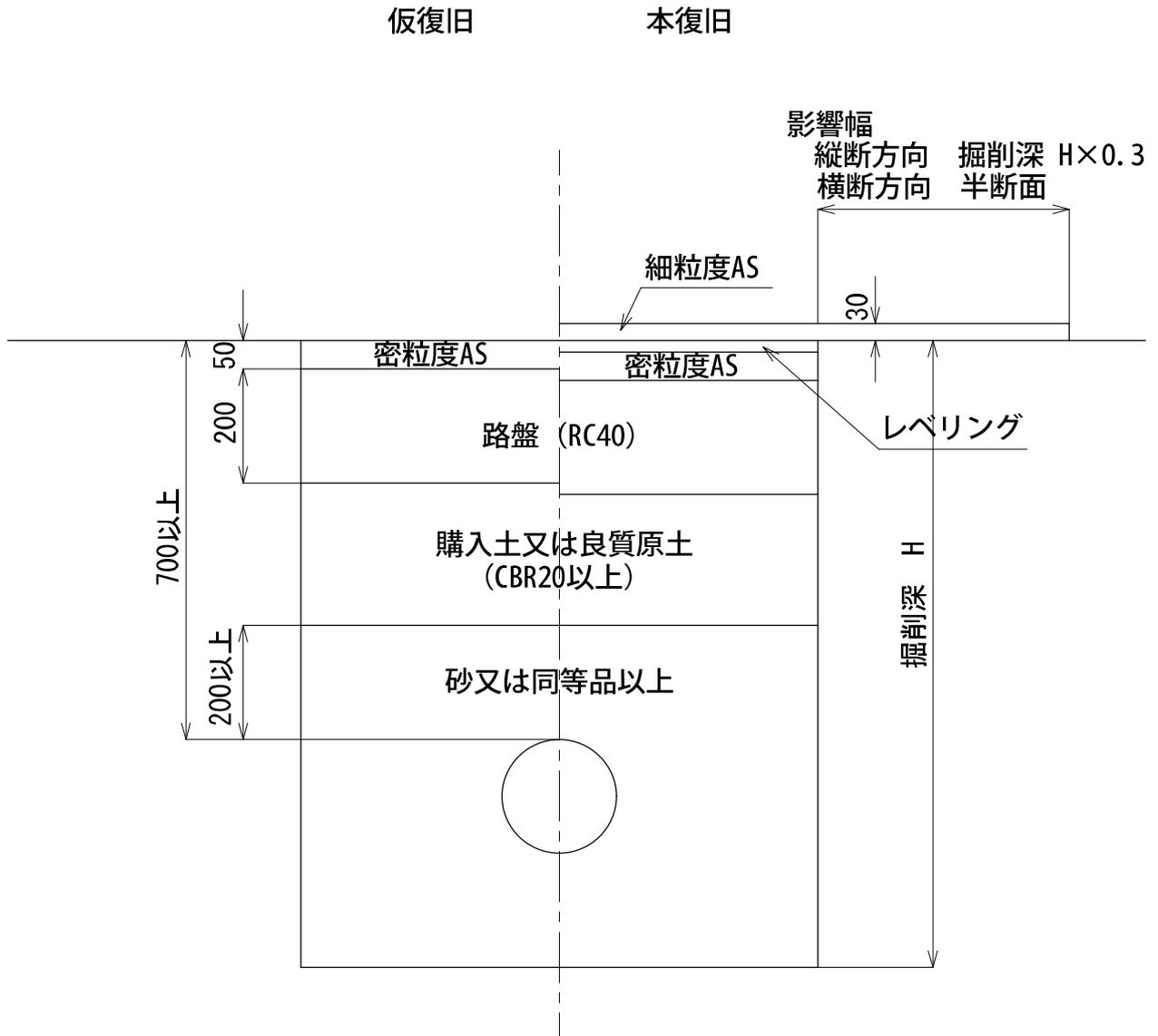
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条のみ適用

通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ のみ適用

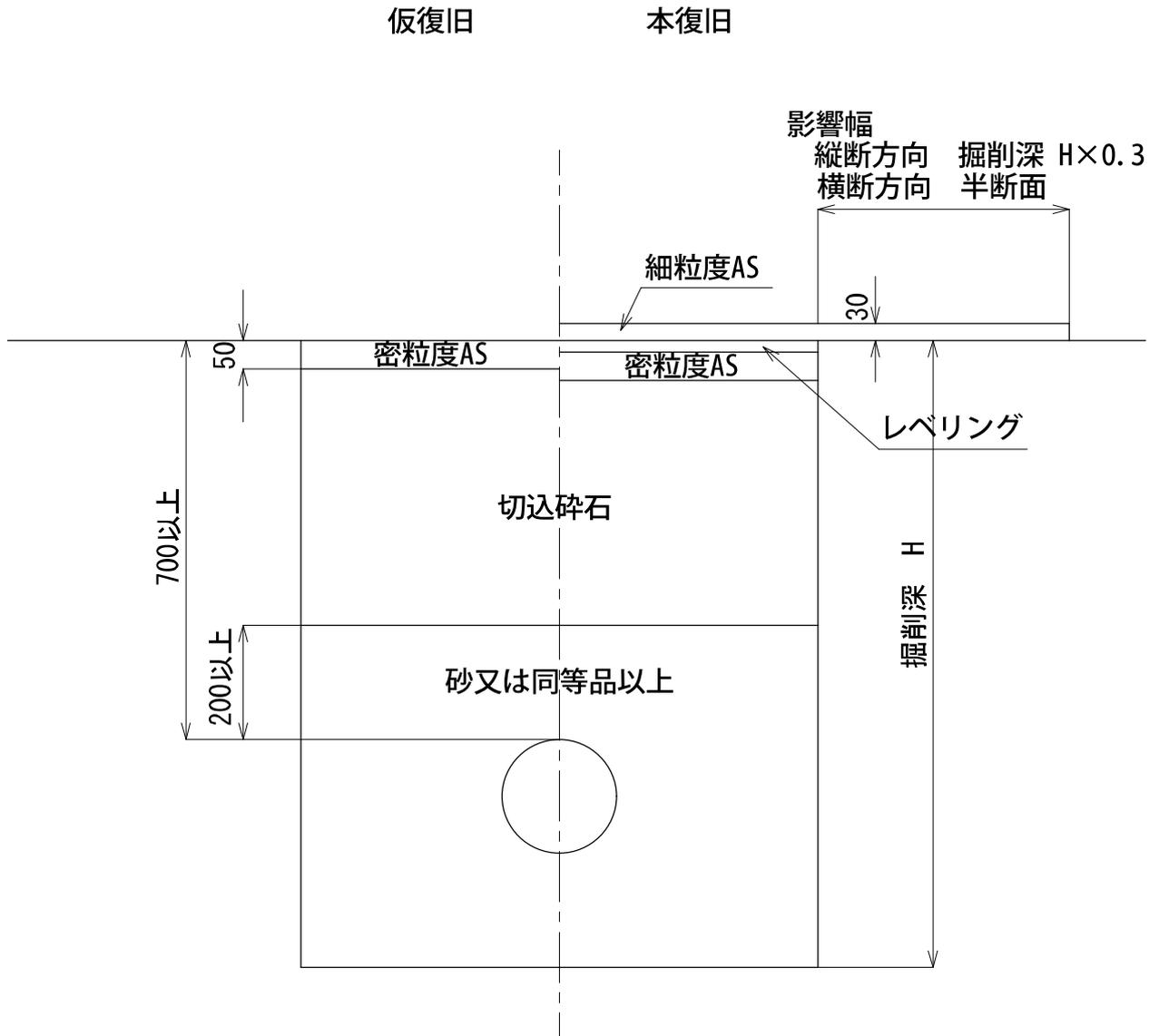
(別紙 3 参照)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙 2 - 3 0 6 - 車道 電線 小規模】

小規模工事(取り出し等) (単位: mm)



※但し、路盤は20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

【別紙2-311-車道 電線 L交通 管径大】

(大型自動車100台未満/日・一方向) (単位: mm)

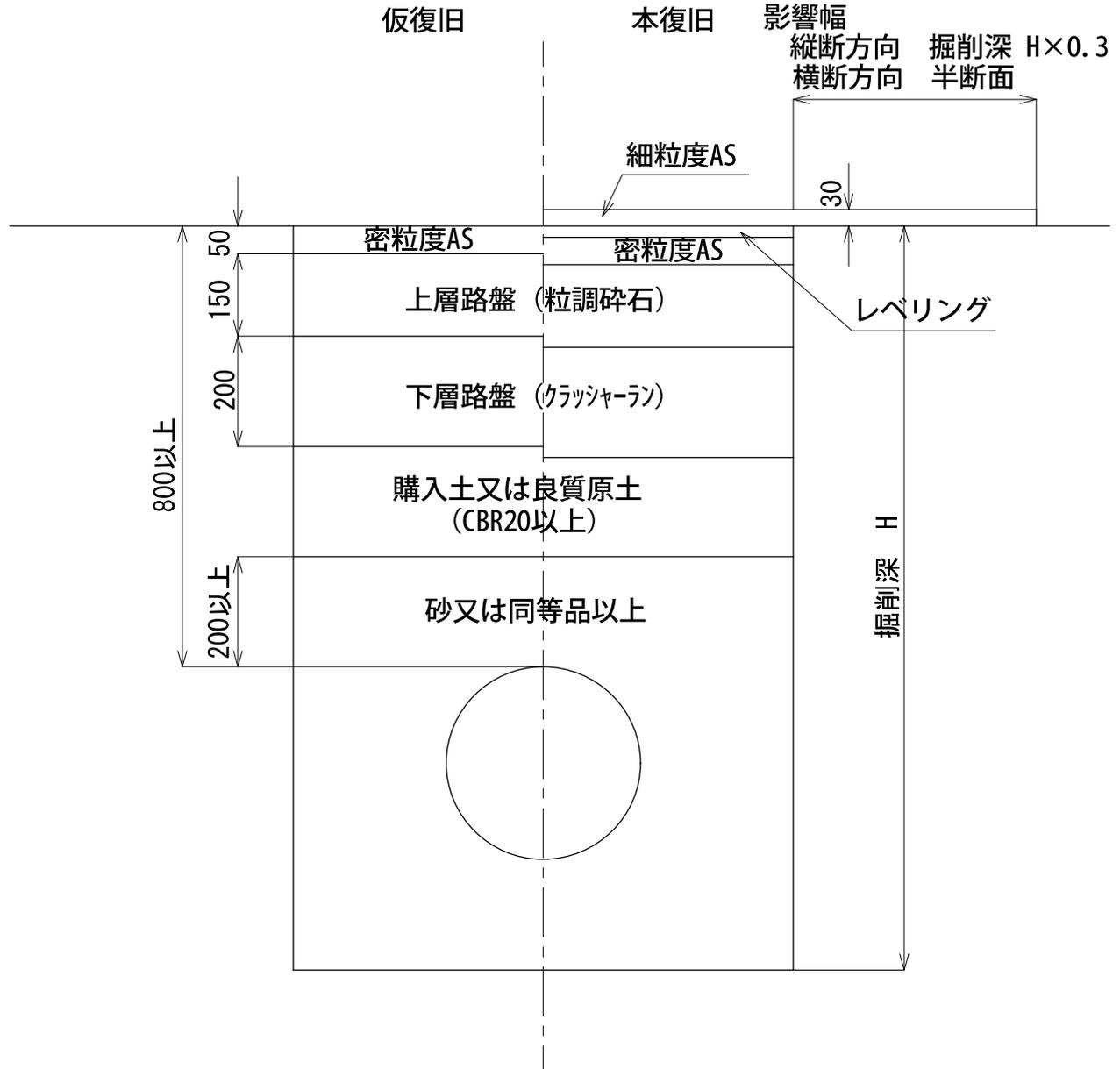
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条 以外の管

通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙 2 - 3 1 2 - 車道 電線 A交通 管径大】

(大型自動車100~250台未満/日・一方向) (単位: mm)

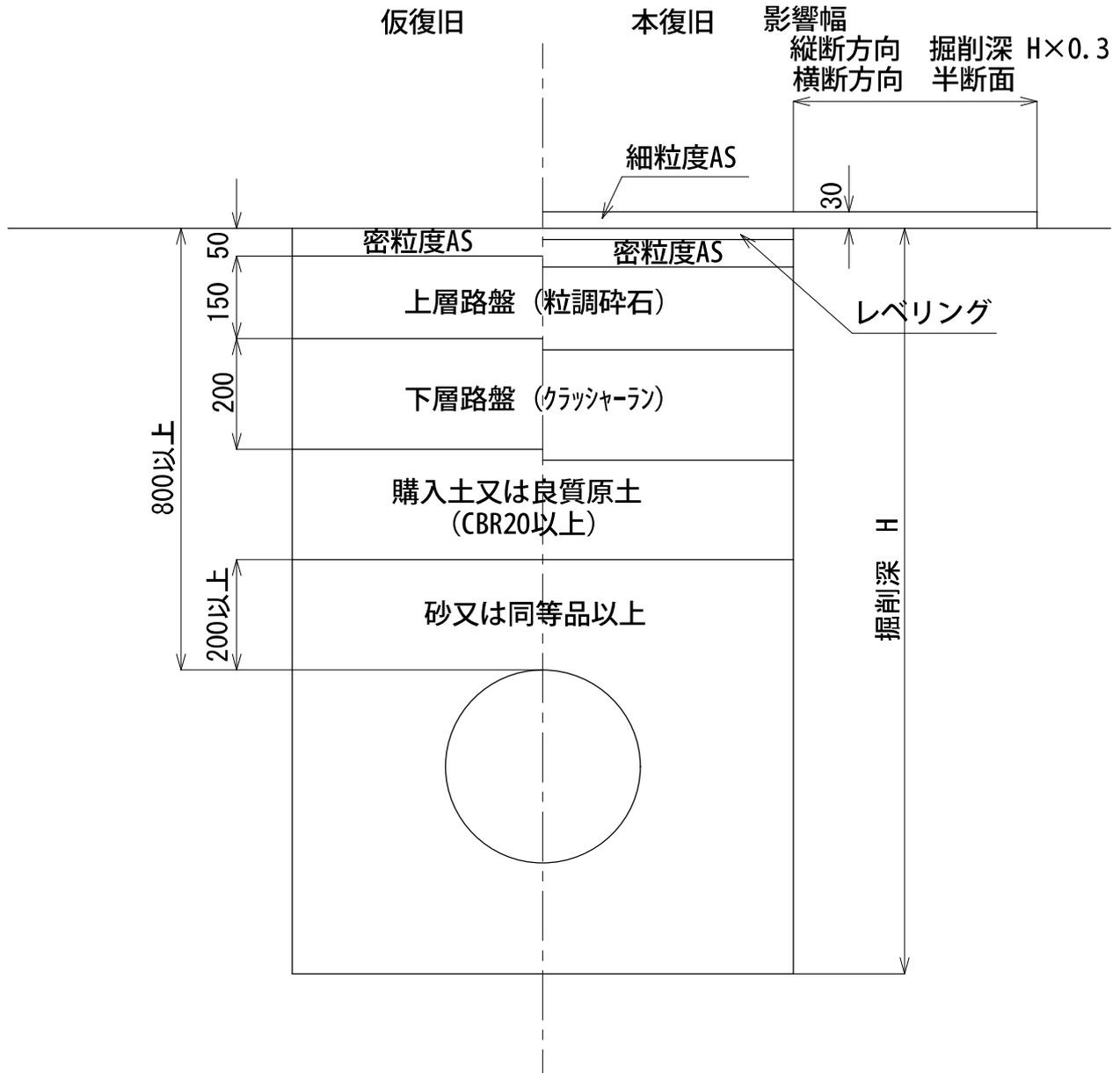
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条 以外の管

通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ 以外の管

(別紙 3 以外)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙2-313-車道 電線 B交通 管径大】

(大型自動車250~1000台未満/日・一方向) (単位: mm)

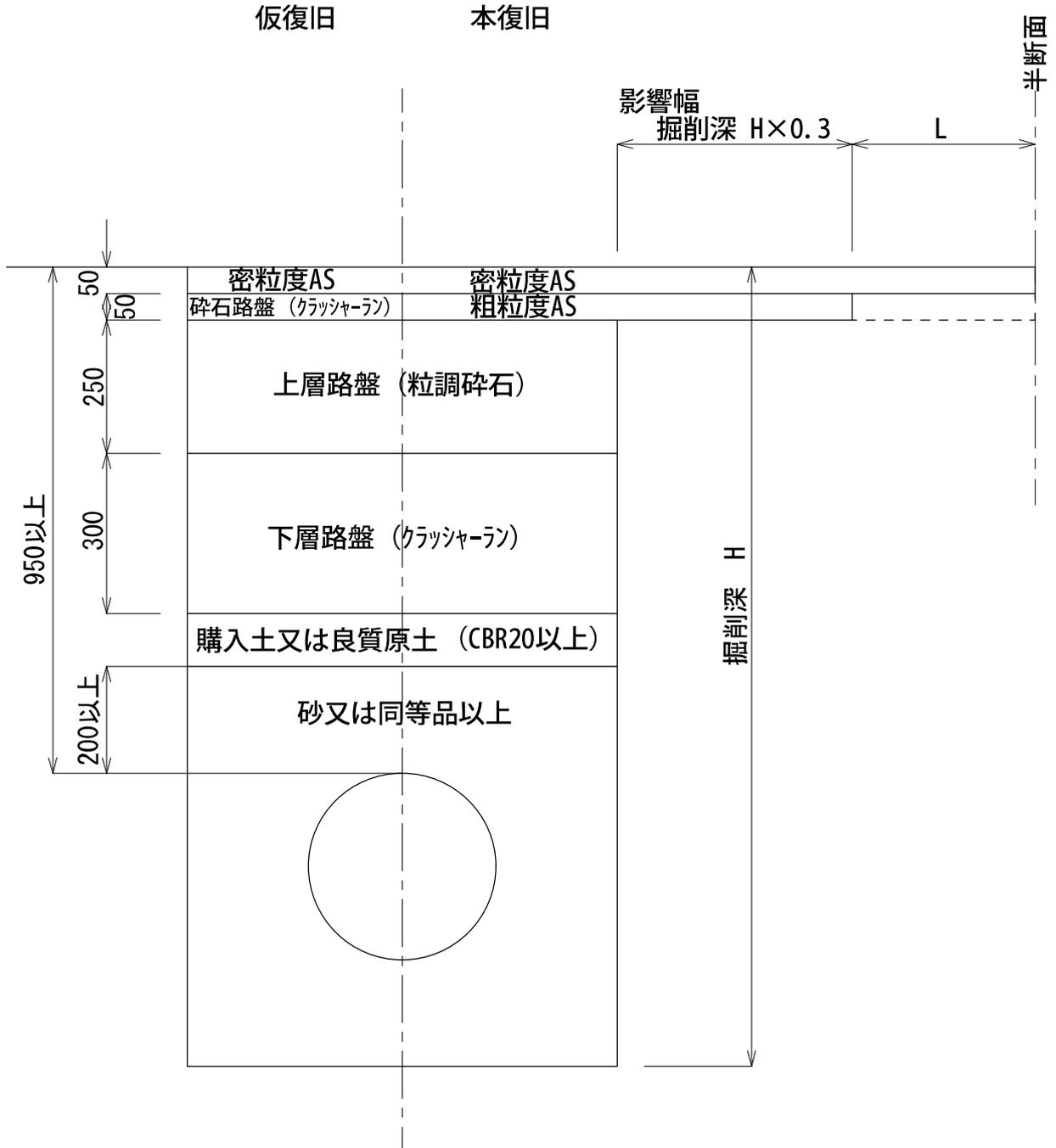
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条 以外の管

通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



※但し、 $L < 1.2\text{m}$ の場合は、 L の範囲も2層打ちとする。

【別紙2-315-車道 電線 一般 管径大】

(大型自動車微小と道路管理者が認めた場合) (単位: mm)

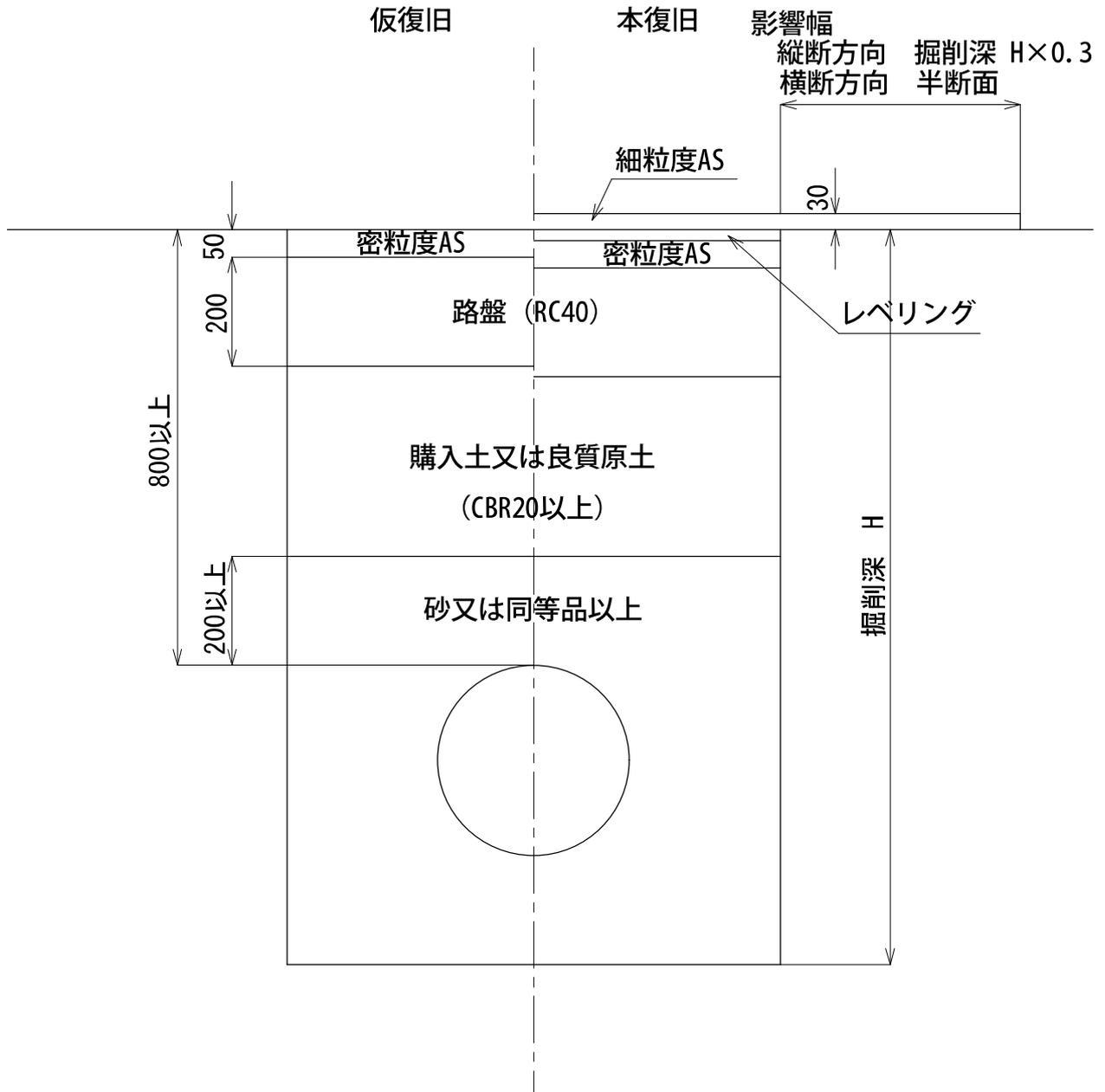
電機: 鋼管・強化プラスチック複合管 $\phi \leq 250\text{mm}$

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 $\phi \leq 300\text{mm}$

コンクリート多孔管 $\phi < 125 \times 9$ 条 以外の管

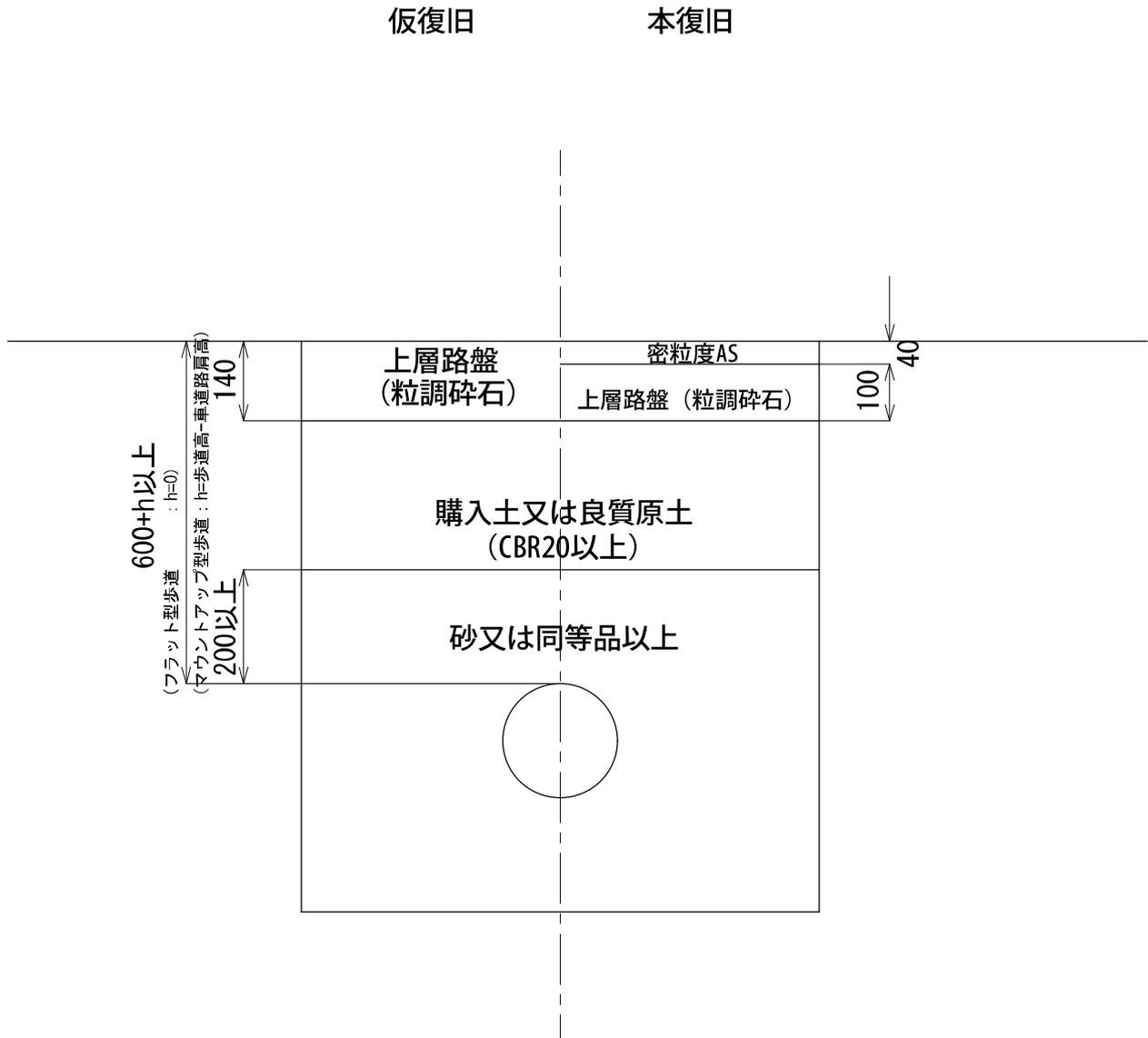
通信: 硬質塩化ビニル管・鋼管 $\phi \leq 75\text{mm}$ 以外の管

(別紙3以外)



※但し、散水施設道路、歩道有り道路など道路管理者が特に必要と認める場合は切削オーバーレイとする。

【別紙 2 - 3 2 1 - 歩道 電線】



※但し、路盤は20cmごとに十分に締め固めを行うこと。

別紙-3 … (浅埋設)

(1) ガス事業

・鋼管(JIS G 3 4 5 2)	3 0 0 m m 以下のもの
・ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5 5 2 6)	3 0 0 m m 以下のもの
・ポリエチレン管(JIS K 6 7 7 4)	3 0 0 m m 以下のもの

(2) 水道事業

・鋼管(JIS G 3 4 4 3)	3 0 0 m m 以下のもの
・ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5 5 2 6)	3 0 0 m m 以下のもの
・硬質塩化ビニル管(JIS K 6 7 4 2)	3 0 0 m m 以下のもの
・水道配水用ポリエチレン管(引眼降伏強度 204 kgf/c m ² 以上)	2 0 0 m m 以下で 外径/ 厚さ= 1 1 のもの

(3) 下水道事業

・ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5 5 2 6)	3 0 0 m m 以下のもの
・ヒューム管(JIS A 5 3 5 0)	3 0 0 m m 以下のもの
・強化プラスチック複合管(JISA 5 3 5 0)	3 0 0 m m 以下のもの
・硬質塩化ビニル管(JISK 6 7 4 1)	3 0 0 m m 以下のもの
・胸管(JISR 1 2 0 1)	3 0 0 m m 以下のもの

(4) 電気事業

・鋼管(JIS G 3 4 5 2)	2 5 0 m m 以下のもの
・強化プラスチック複合管(JIS A 5 3 5 0)	2 5 0 m m 以下のもの
・耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K 6 7 4 1)	3 0 0 m m 以下のもの
・コンクリート多孔管(管材曲げ引眼強度 64 kg f/Ⅲ"以上)	φ125× 9 条以下のもの

(5) 電気通信事業

・塩化ビニル管(JISK 6 7 4 1)	7 5 m m 以下のもの
・鋼管(JIS G 3 4 5 2)	7 5 m m 以下のもの

(注) 上記括弧内規格は、可能な限り JIS 規格を表示している。